

資料2

男女共同参画及び多様な
性の尊重に関する審議会

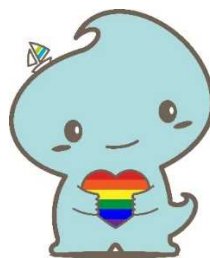
令和4年8月19日

第5次横須賀市男女共同参画プラン

平成30(2018)年度～令和4(2022)年度

令和3(2021)年度 取組実績報告書

(未定稿)



市長室人権・ダイバーシティ推進課

目次	頁
1 はじめに	2
2 第5次プランの事業体系図	3
3 第5次プランの進行管理	4
4 第5次プランの指標及び数値目標 年度推移	5
5 第5次プラン掲載事業 令和3年度取組実績報告	6

重要目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

- 施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - 2 女性の活躍推進
 - 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

重要目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

- 施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり
 - 5 誰も孤立させない社会に向けた支援
 - 6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

重要目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

- 施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

1 はじめに

横須賀市では「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」や同条例に基づき策定している「横須賀市男女共同参画プラン」の推進により、「性別等による偏りのない社会」「誰もが活躍できる社会」「誰も孤立させない社会」の実現を目指しています。

本書では、平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度を計画期間とする「第 5 次横須賀市男女共同参画プラン（以下「第 5 次プラン」という。）に位置付けた事業の平成 30 年度の取り組み実績をまとめた報告書です。なお、「横須賀市男女共同参画推進条例」（以下「旧条例」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日より、「横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例」（以下「条例」という。）と改正されました。※なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市民等アンケート調査の実施を 1 年延期したことにより、計画期間の終期を 1 年延長し、令和 4（2022）年度までとしました。

■ 第 5 次プランとは

誰もが性別にかかわらず個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しているプランです。



2 第5次プランの事業体系図

社会情勢の変化・男女共同参画に関する国の動向・市の課題などを踏まえ、3つの重点目標を達成するために65の事業を位置付けました。そのうち新規事業として15事業、市役所が市内のモデル事業所として実施するものが8事業あります。

重点目標	施策方針	主要施策	施策	事業	該当頁
Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	(1) 審議会等における女性の参画促進	01 審議会等への積極的な女性の参画促進	01-1 審議会等への積極的な女性促進	23
			02 審議会等における実態調査の実施	01-2 地方防災会議における女性委員の参画促進	23
		(2) 事業所等における女性の参画促進	03 事業所等における男女共同参画の推進	03-1 事業所等における男女共同参画の推進	23
			04 市の実施事業への配慮	04-1 市の実施事業への配慮	23
			05 起業を目指す女性への支援	05-1 起業を目指す女性への支援	26
			06 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	06-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援	26
	2 女性の活躍推進	(3) 女性の活躍に向けた支援	07 市役所における女性の活躍に関する取り組み	07-1 女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施	26
			07-2 メンタリング制度の実施	26	
		(4) 生涯を通じた女性の健康支援	08 女性のための健康相談の充実	08-1 女性医師による女性のための健康相談	26
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	09 女性特有のがん検診の普及啓発	09-1 女性特有のがん検診の普及啓発	26
			10 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	10-1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	28
			11 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み	10-2 ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介	28
		(6) 男性の家庭や子育てへの参画推進	12 男性を対象とした講座等の開催	10-3 事業所内保育施設設置に関する情報提供	28
13 父親を対象とした子育ての情報提供			11-1 時間外勤務時間短縮、育児・介護休業等の取得への取り組み	28	
14-1 男女共同参画に関する講座等の開催			11-2 テレワークの導入に向けた検討・試行	28	
14-2 市民大学等の開催			11-3 男女共同参画職場リーダーへの意識啓発	28	
Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進	4 暮らしやすい社会の意識づくり	(7) 男女共同参画に関する意識啓発	15 市民協働による啓発事業の推進	15-1 市民協働による啓発事業の推進	31
			16 広報紙（NEW WAVE）による啓発	15-2 男女共同参画市民サポーター会議の開催	32
		(8) 情報収集と提供の充実	17 市役所における男女共同参画に関する取り組み	16-1 広報紙（NEW WAVE）の発行	32
	5 誰もが孤立させない社会に向けた支援	(9) 女性のための相談窓口の充実	18 デュオよこすかの運営	17-1 市職員に対する研修等の実施	32
			19 男女共同参画に関する調査の実施	18-1 デュオよこすかの運営	32
		(10) 多様な性を尊重する社会の実現	20 女性のための一般相談の充実	18-2 デュオよこすかの登録団体等との協働による講座の開催	32
	6 家庭・知識・学校における男女共同参画の推進	(11) 子育て支援の充実	21 性的マイノリティに対する理解の促進	19-1 男女共同参画に関する調査の実施	32
			22 性的マイノリティに対する支援	20-1 デュオよこすか「女性のための相談室」	32
			23 妊娠・出産に関する学習機会の提供	20-2 相談体制の充実	35
		(12) 介護の相談支援の充実	24 家庭等における子育て支援の充実	21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施	35
			25 多様な保育サービスの充実	21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発	35
			26 放課後の子どもの居場所の充実	22-1 相談事業の実施	35
			27 介護に関する相談窓口の充実	22-2 当事者同士の交流会への支援	35
(13) ひとり親家庭への支援の充実	28 介護者に対する心の支援	22-3 関係機関との連携強化	35		
	29 ひとり親家庭への自立支援の推進	23-1 「アレアママ・プレバガのための動物教室」の開催	37		
	30 ひとり親家庭の仲間づくりの推進	23-2 「アレアママ・プレバガ教室」の開催	37		
	31 自主防災組織への女性の参画促進	24-1 家庭等における子育て支援の充実	37		
7 DV等を根絶する環境づくり	(16) DV等根絶のための予防啓発	32 男女共同参画に関する学習機会の提供	25-1 多様な保育サービスの充実	37	
		33 教職員に対する意識啓発	26-1 全児童を対象とした居場所の充実	37	
		34 DV防止に関する意識啓発	26-2 留守家庭児童を対象とした居場所の充実	37	
	(17) DV等被害者への支援	35 DV相談窓口の周知	27-1 介護に関する相談窓口の充実	38	
		36 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	28-1 「認知症高齢者介護者の集い」の開催	38	
Ⅲ 暴力のない社会づくり	7 DV等を根絶する環境づくり	(16) DV等根絶のための予防啓発	37 相談体制の充実	28-2 「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施	38
			38 被害者の安全確保と自立に向けた支援	28-3 「若年性認知症支援者講座」の開催	38
			39 関係機関との連携強化	29-1 ひとり親家庭の親を対象とした就労相談	38
			34-1 DV防止に関する意識啓発	29-2 ひとり親家庭の親を対象とした就労支援	38
			34-2 デートDV防止に関する意識啓発	30-1 ひとり親支援の仲間づくりの推進	38
			35-1 DV相談窓口の周知	31-1 自主防災組織への女性の参画促進	38
			36-1 性別による人権侵害の申出制度	32-1 中学生を対象とした啓発用子の配布	39
			36-2 働く人の相談窓口	32-2 広報紙（NEW WAVE）による意識啓発	39
			36-3 市職員・教職員を対象とした意識啓発	33-1 教職員に対する意識啓発	39
			37-1 安全・安心な相談窓口の確保	34-1 DV防止に関する意識啓発	41
			37-2 相談員の研修等の充実	34-2 デートDV防止に関する意識啓発	41
			38-1 被害者の安全確保と自立に向けた支援	35-1 DV相談窓口の周知	41
			38-2 被害者の安全確保と自立に向けた支援	36-1 性別による人権侵害の申出制度	41
			39-1 関係機関との連携強化	36-2 働く人の相談窓口	41

3 第5次プランの進行管理

■ プランの進行管理

① 指標・数値目標の設定

プランを実効性あるものとし、7つの施策方針ごとに達成度を把握するため、指標を定め、数値目標を設定します（次頁参照）。

② 事業の点検

事業の進捗状況を毎年度把握し、計画の進行管理を的確に行います。

③ 取組実績報告の公表（毎年度実施）

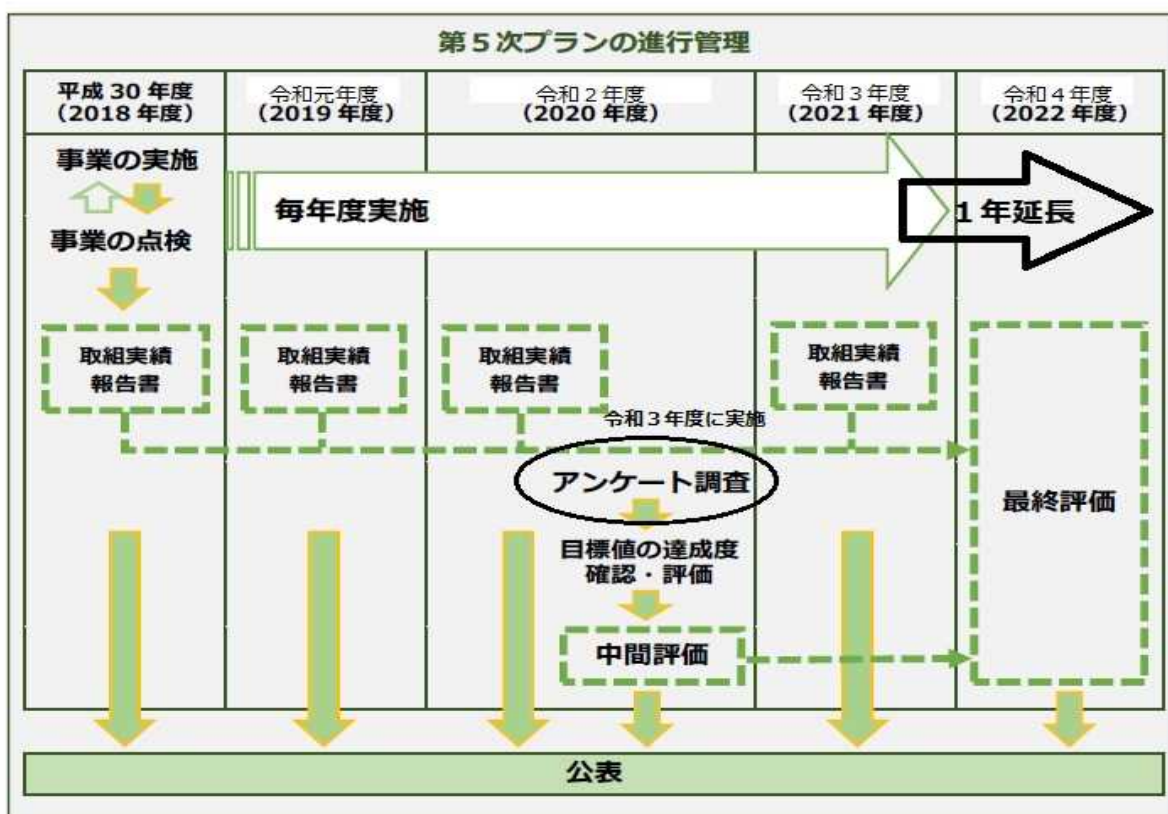
報告書を毎年度作成し、プランに位置付けている事業の実施状況について、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する審議会（以下「審議会」）に報告し、意見を聴いた上で公表します。

④ 中間評価（次期プラン策定の前年度に実施）

アンケート調査を実施し、その結果等から数値目標の達成状況を確認します。プランの効果や課題等を分析し、審議会の意見を聴いた上で、その結果を公表します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケート調査の実施を1年延期しました。

⑤ 最終評価（プランの計画期間終了後に実施）

プランの計画期間終了後に、審議会の意見を聴いた上で総括した評価を行い、公表します。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、プラン計画期間を1年延長いたします。



4 第5次プランの指標及び数値目標 年度推移（各課事業分）

指標	基準値 H28	1年目 H30	2年目 R1	3年目 R2	4年目 R3	5年目 R4	目標値
市の審議会における女性委員の割合	27.5%	28.5%	28.7%	28.7%	27.8%	12月頃 判明予定	40%
市役所における女性管理職（課長級以上）の割合	7.7%	10.4%	10.4%	10.9%	9.9%	9.4%	15%
ワーク・ライフ・バランスの実現につながる講座等の市民満足度	80.6%	100%	100%	95.8%	100%	—	H28を 上回る
市役所における職員の年次休暇取得日数	13.9日	14.6日	14.2日	14.3日	14.3日	—	15日
保育所等利用待機児童数	19人	37人	70人	45人	21人	9人	0人

5 第5次プラン掲載事業 令和3年度取組実績報告

重点目標Ⅰ 誰もが活躍できる環境づくり

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

主要施策(1) 審議会等における女性の参画促進

●施策01 審議会等への積極的な女性の参画促進

事業	01-1 審議会等への積極的な女性の参画促進 審議会等において男女が均衡のとれた構成比で議論し意見が反映できるよう、推薦母体となっている団体等へ女性委員の推薦を働きかけます。		
担当課	総務課、人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員比率の目標値（40%）を庁内に周知し、引き続き審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 推薦母体となっている団体等への推薦文例を全庁に提供し、活用をお願いした。 年度当初及び予算策定時に「男女共同参画推進のための配慮」に関する依頼を庁内グループウェアにて全庁に行った。 	審議会等への積極的な女性の参画促進について全庁に周知等を行うことができた。引き続き当該周知等を行うことが重要であると考えます。	目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 女性委員比率の目標値（40%）を庁内に周知し、審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 推薦母体となっている団体等への推薦文例を全庁に提供し、活用をお願いした。 年度当初及び予算策定時に「男女共同参画推進のための配慮」に関する依頼を庁内グループウェアにて全庁に行った。 	審議会等への積極的な女性の参画促進について全庁に周知等を行うことができた。引き続き当該周知等を行うことが重要であると考えます。	目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。

事業	01-2 地域防災会議における女性委員の参画促進 防災会議において女性の視点が反映されるよう、女性委員の参画を進めます。		
担当課	危機管理課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	女性1名を防災会議委員に委嘱した。 1/34=2.9%	女性の視点も取り入れた体制とすることができた。だが、多くの外部委員は、防災会議条例に定めのある組織の担当として参加している。そのため、 <u>組織の人事異動等によって女性委員の人数は影響を受け</u> 、令和2年度より女性委員の人数が減少した。	人事異動等によって影響を受けるが、今後も継続して女性委員の委嘱を検討する。
数値の推移：防災会議委員（34名中）女性委嘱数 R1：5名（14.7%）→R2：3名（8.8%）→R3：1名（2.9%）			
令和2年度 (2020年度)	女性3名を防災会議委員に委嘱した。 3/34=8.8%	・女性の視点も取り入れた体制とすることができた。 ・だが、多くの外部委員は、防災会議条例に定めのある組織の担当として参加している。そのため、組織の人事異動等によって女性委員の人数は影響を受け、令和元年度より女性委員の人数が減少した。	人事異動等によって影響を受けるが、今後も継続して女性委員の委嘱を検討する。

●施策02 審議会等における実態調査の実施

事業	02-1 審議会等における実態調査の実施 審議会等における女性登用などの現状について調査します。		
担当課	総務課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	・全委員1,191人中※、女性委員332人（附属機関243人、懇話会等89人） ・女性委員比率 27.8% ・女性委員登用率 86%（休止中等の機関を除く。） ※指定管理者の選考が多い年度で委員数が増加した。	昨年と比べ、活動中の審議会が増えたため、全審議会等における女性委員の数は増えているが、女性委員比率、女性委員登用率共に減少している。 引き続き審議会等への女性委員の登用を増やす必要があると考える。	・引き続き、審議会等における女性登用などの状況について調査する。
数値の推移：審議会等女性委員割合 R1：28.7% → R2：28.7% → R3：27.8%			

令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・全委員 1,033人中、女性委員 297人（附属機関 227人、懇話会等 70人） ・女性委員比率 28.7% ・女性委員登用率 94%（休止中等の機関を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年と比べ、女性委員登用率は増加したものの、全審議会等における女性委員の数は微減（▲0.03%）している。 ・引き続き審議会等への女性委員の登用を増やす必要があると考える。 	・引き続き、審議会等における女性登用などの状況について調査する。
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------

施策方針1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

主要施策（2） 事業所等における女性の参画促進

●施策03 審議会等における男女共同参画の推進

事業	03-1 事業所等における男女共同参画の推進 市の入札等に参加する事業者の、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みを評価します。		
担当課	契約課、人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	格付け制度において評価項目「男女共同参画」を申請し加点を受けた延べ事業者数：196社	所在区分が市内の工事登録事業者を対象としている制度であり、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みへの評価として、適切に行われていると思われます。	制度を継続し、事業者における男女共同参画の推進を促します。
数値の推移：格付け制度「男女共同参画」申請加点事業者数 R1：189社 → R2：186社 → R3：196社			
令和2年度 (2020年度)	格付け制度において評価項目「男女共同参画」を申請し加点を受けた事業者数：186社	所在区分が市内の工事登録事業者を対象としている制度であり、次世代の育成や女性の活躍推進に向けた取り組みへの評価として、適切に行われていると思われます。	制度を継続し、事業者における男女共同参画の推進を促します。

●施策04 市の実施事業への配慮

事業	04-1 市の実施事業への配慮 事業実施の際には、あらゆる事業が男女共同参画社会の形成に影響をもつという認識を持って取り組みます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初及び予算策定時に、ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼・周知した。 ・これまでのやり方を変更し、職場研修として実施してもらうようにセルフチェック方式で2回（全職員向け1回・係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場研修として一般職員にも対象を上げたことで、職場内での共通理解を促進し、職場リーダーを中心にジェンダー平等の意識を再確認してもらうことができた。 	国の法整備や国際動向を踏まえたチェック項目の見直しを実施し、マンネリ化を防止し、ジェンダー平等の意識を常に最新のものにする。

	級以上職員向け1回)実施した。		
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初及び予算策定時に、ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼した。 ・男女共同参画通信を全庁掲示板に掲示した。 ・職場リーダーチェック(職場チェック)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等の視点に立った事業実施及び策定であるよう全庁掲示板で依頼することにより、意識啓発を図ることができた。 ・職場リーダーチェック(職場研修)は新型コロナウイルス影響により実施を見送った。 	引き続き、国の法整備や国際動向を踏まえたチェック項目の見直しを適宜実施するとともに、マナー化防止や職員への負担軽減により、地道にジェンダー平等の意識を浸透させていく。

施策方針2 女性の活躍推進

主要施策(3) 女性の活躍に向けた支援

●施策05 起業を目指す女性への支援

事業	05-1 起業を目指す女性への支援 起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。		
担当課	創業・新産業支援課、人権・ダイバーシティ推進課(人権・男女共同参画課)		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<p>①女性のための開業スクール(主催:横須賀市産業振興財団、共催:横須賀市) 9月25日(土)、横須賀市産業交流プラザにおいて、市内で起業を考えている女性向けに、創業機運の高揚や、創業セミナー参加へのステップアップに繋げることを目的に開催。オンライン(Zoom)での開催。参加者24人、託児利用0人。</p> <p>②創業セミナー(主催:横須賀市産業振興財団、共催:横須賀市) 上期として7月24日~8月21日(土曜日)に、下期として10月28日~12月2日(木曜日)に、横須賀市産業交流プラザにおいて、創業の意欲を持つ者を対象に創業の心構えや創業に必要なノウハウを系統的に学ぶセミナーを開催した。参加者全53人(うち女性21人)、託児利用0人。</p>	<p>各セミナーにて、託児サービスの利用がなかったのは、オンライン開催の影響によるものと考ええる。また、各セミナーは、参加者のステップアップに繋がったことから、一定の成果があったと考える。</p> <p>4人が創業セミナー(下期)へ参加 1人が商工相談事業を利用。1人が創業。(女性) 9人が商工相談を利用。5人が創業。(うち、女性は1人)</p>	<p>オンライン開催なので、気軽に参加できること等の周知を継続する。</p> <p>また、横須賀市産業振興財団や関係機関と連携を図りながら、起業を目指す女性の支援をさらに推進していく。</p>
数値の推移:講座参加者数			
①女性のための開業スクール R1:24人 → R2:26人 → R3:24人			
②創業セミナー(女性数) R1:25人 → R2:19人 → R3:21人			

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>①女性のための開業スクール (主催：横須賀市産業振興財団、 共催：横須賀市) 9月19日(土)、横須賀市産業交 流プラザにおいて、市内で創業 を考えている女性向けに、創業 機運の高揚や、創業セミナー参 加へのステップアップに繋げる ことを目的に開催。実会場とオ ンラインの併用開催。参加者 26 人、託児利用 0人。 ②創業セミナー(主催：横須賀市 産業振興財団、共催：横須賀市) 上期として7月4日～8月8日 (土曜日)に、下期として10月29 日～12月3日(木曜日)に、横須 賀市産業交流プラザにおいて、 創業の意欲を持つ者を対象に創 業の心構えや創業に必要なノウ ハウを系統的に学ぶセミナーを 開催した。参加者全 44人(うち 女性 19)、託児利用 0人。</p>	<p>・各セミナーにて、託児サービ スの利用がなかったのは、コロ ナ禍の影響によるものとする。 また、各セミナーは、参加者の ステップアップに繋がったこと から、一定の成果があったと考 える。 ①3人が創業セミナー(下期)へ 参加 2人が商工相談事業を利用 1人が創業。(女性) ②6人が商工相談事業を利用 7人が創業。(うち、女性は2 人)</p>	<p>・託児サービスの浸透を図るな ど、気軽に参加できること等の 周知を継続する。 ・また、横須賀市産業振興財団や 関係機関と連携を図りながら、 創業を目指す女性の支援をさら に推進していく。</p>
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●施策06 就職・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援

<p>事業</p>	<p>06-1 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性への支援 就業・再就職・キャリアアップを目指す女性に対し、セミナーや相談窓口を 通じて情報提供します。</p>		
<p>担当課</p>	<p>経済企画課、人権・ダイバーシティ推進課(人権・男女共同参画課)</p>		
	<p>実績</p>	<p>実績に対する評価(達成度)</p>	<p>今後の対応</p>
<p>令和3年度 (2021年度)</p>	<p>・前年度に続き、求人サイト 「ごきんじょぶよこすか」にお いて、女性が働きやすい求人を 集約した項目を設置し、女性が 仕事を容易に探せるよう就職 支援を継続して行っている。</p>	<p>・求人サイト「ごきんじょぶよ こすか」で、女性が働きやすい 求人の項目を集約することによ り、女性がより就職先を探し やすい環境が整備できたと考 えている。</p>	<p>・今後も求人サイト「ごきんじ ょぶよこすか」で女性が働きや すい求人を集約した項目を設 置する。</p>
<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>・求人サイト「ごきんじょぶよ こすか」において、女性が働き やすい求人を集約した項目を 設置し、女性が仕事を容易に探 せるよう就職支援を図った。</p>	<p>・求人サイト「ごきんじょぶよ こすか」で、女性が働きやすい 求人の項目を集約することによ り、女性がより就職先を探し やすい環境が整備できたと考 えている。</p>	<p>・今後も求人サイト「ごきんじ ょぶよこすか」で女性が働きや すい求人を集約した項目を設 置する。 ・より、就業後のイメージを持 ってもらいやすくするため、サ イト内で女性が活躍している 市内企業の特集ページを作成 する等の取り組みを進めてい く。</p>

●施策 07 市役所における女性の活躍に関する取り組み

事業	07-1 女性が市役所試験に受験するための取り組みの実施 採用試験受験者の女性割合を高めていきます。		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	令和3年度の市職員採用試験受験者の女性割合は、32.2%で、令和2年度と比較して0.8%の増となった。	令和3年度は、女子大学への訪問等が実施できなかったものの、就職説明会等で女性職員に同行してもらうなど、女性の活躍をアピールした結果、女性割合が上昇した。	引き続き、機会を捉えて女子大学訪問等を行ったり、リクルート活動で女性職員に協力してもらうことにより、女性の採用試験受験者増の取り組みを進める。
数値の推移：市職員採用試験受験者 女性割合 H30：28% → R1：33.8% → R2：31.4% → R3：32.2%			
令和2年度 (2020年度)	令和2年度の市職員採用試験受験者の女性割合は、31.4%で、令和元年度と比較して2.4%の減となった。	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は女子大学への訪問等が実施できなかったり、職務の特性上女性受験者が多くなる職種の募集人数が少なかったこともあり、受験者数の女性割合が減少した。 目標値の達成に向けては、女子大学への働きかけ以外の手法も検討していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、機会を捉えて女子大学訪問等により女性の採用試験受験者増の取り組みを進める。 女性受験者の傾向を分析し、採用試験の周知方法や市役所で働くことのPR内容など、女性の採用試験受験者増のための手法を検討していく。

事業	07-2 メンタリング制度の実施 メンタリング制度を実施することにより、女性職員の活躍をサポートします。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、メンタリング制度は実施を見送った。 メンタリング制度の今後の運用や現在抱えている課題について検討を行った。 女性活躍及び男女共同参画の推進のため、制度・仕組みづくりに関する参考となる意見等を吸い上げるため、総務部人事課・上下水道局総務課との共催で男性育児休業取得経験者を対象とした座談会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタリング制度は、新型コロナウイルス影響により、実施を見送った。 座談会を開催し、職員の生の声を直接聞く機会が設けられた。 座談会の内容について、庁内報「参画通信」で周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在まで実施してきた中での課題や効果を検証し、制度の運用について見直す。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、メンタリング制度は実施を見送った。 女性活躍及び男女共同参画の推進のため、制度・仕組みづくりに関する参考となる意見等を吸い上げるため、総務部人事課との共催で女性職員を対象とした座談会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> メンタリング制度は、新型コロナウイルス影響により、実施を見送った。 座談会について、人事課と共催し、女性職員の生の声を直接聞く機会が設けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知に努め、利用しやすい制度にしていく。 メンタリング制度の実施には人との接触が生じ、新型コロナウイルスの影響を受けるため、実施方法を含めて効果的なやり方を検討していく。

施策方針2 女性の活躍推進

主要施策(4) 生涯を通じた女性の健康支援

●施策08 女性のための健康相談の充実

事業	08-1 女性医師による女性のための健康相談 女性特有の病気などの健康相談を女性医師が行うことで、生涯を通じた健康支援に取り組みます。		
担当課	健康管理支援課（保健所健康づくり課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	女性医師による女性のための健康相談を実施した。 実施回数5回 相談者6人	月1回開催予定のうち5回開催となった。今年度は若干増加がみられたが近年過去の実績から市内に女性医師が勤務する医療機関が開業されたことなどにより事業の見直しが必要と思われた。	事業の見直しを含めて令和3年度をもって事業を廃止する。廃止後も相談があった場合には随時相談対応し、また必要に応じて他の担当課でも実施している相談事業についても情報提供していく。
数値の推移：女性医師による女性のための健康相談 ①実施回数 H30：8回 → R1：9回 → R2：9回 → R3：5回 ②相談者数 H30：10人 → R1：10人 → R2：0人 → R3：6人			
令和2年度 (2020年度)	女性医師による女性のための健康相談を実施した。 実施回数9回 相談者 0人	現在の新型コロナウイルス感染症の感染状況による影響のためなのか例年にはない実績だった。	・予約制で原則として月1回第3水曜日午後実施。 ・広報よこすか・ポスター・ツイッター等にて周知を行う。 ・現在の感染症状況による一時的な相談者の減少なのか見極めつつ事業の在り方を検討する。

事業	08-2 婦人科医師による妊娠・不妊・不育症相談 女性が安心して子どもを産み育てられるよう、相談事業の実施によりサポートします。		
担当課	地域健康課（こども健康課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	・妊活LINEサポート事業登録者数 112人 ・生殖医療専門医による不妊不育相談会 1回4人（3組）参加 ・不妊・不育症講演会 1回9人参加 ・妊活セミナー 1回5人参加	LINEを使用して気軽に相談できる環境を整備した。	・引き続き、相談体制の充実と事業の周知に努める。 ・将来の妊娠・出産のために、自ら健康管理できるよう、プレコンセプションケア推進のための取り組みを、新たに検討する。
数値の推移 ①妊活LINEサポート登録者数 R2（開始年度）：90人 → R3：112人 ②不妊不育相談会相談者数 R1：3回8人 → R2：1回5人（3組）→ R3：1回4人（3組）			

令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人科医師による来所相談は中止し、妊活LINEサポート事業を開始した。 登録者数 90人 ・生殖医療専門医による不妊不育相談会：1回5人（3組） ・保健所女性医師による妊娠相談：3回4人参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・LINE を使用して気軽に相談できる環境を整えた。 ・コロナウイルス感染症の影響により、保健所医師による個別相談が10月以降中止となった。 	積極的に事業を啓発し、利用者の増加に努める。
-------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

●施策09 女性特有のがん検診の普及啓発

事業	09-1 女性特有のがん検診の普及啓発 女性が自らの健康管理として女性特有のがんである子宮頸がん・乳がん検診を活用し、早期発見・早期治療につなげるよう普及啓発に取り組みます。		
担当課	健康管理支援課（保健所健康づくり課）、保健所企画課（こども健康課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施した。無料クーポン券送付（5月下旬）再勧奨はがき送付（10月中旬）対象者：子宮頸がん検診（20歳）1,929人 乳がん検診（40歳）2,090人 利用率：子宮頸がん検診16.4% 乳がん検診25.6% ・令和3年度も引き続き積極的勧奨は再開していませんが、令和2年10月に厚労省より、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」の通知があり、この通知に基づき、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種について、検討と判断するためのワクチンの有効性や安全性に関する情報等や、接種を希望された場合に必要なお届けをするため、中学3年生、高校1年生相当女子にお知らせをお送りしました。 	<p>無料クーポン券非対象者の受診率 子宮頸がん検診（21歳以上）8.8% 乳がん検診（41歳以上）4.1%と比較して、無料クーポン券対象者の受診率が高く、無料クーポン券発行の効果が認められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率の向上 無料クーポン券送付（5月末）再勧奨はがき送付（10月中旬）（参考）令和4年度対象者 子宮頸がん検診（20歳）1,870人 乳がん検診（40歳）2,009人 ・がんの正しい知識の普及 ・国の通知により、令和4年度から定期接種対象者への積極的勧奨を再開し、接種機会を逃した対象者（平成9年度から平成17年度生まれの女性）に公費接種の機会を設ける「キャッチアップ接種」を令和7年度末まで実施します。

数値の推移

①無料クーポン券送付対象者

- ・子宮頸がん検診利用率 R1：15.1% → R2：14.8% → R3：16.4%
- ・乳がん検診利用率 R1：27.7% → R2：23.1% → R3：25.6%

②無料クーポン券非対象者の受診率

- ・子宮頸がん検診（21歳以上）R1：8.9% → R2：7.4% → R3：8.8%
- ・乳がん検診（41歳以上）R1：4.7% → R2：2.8% → R3：4.1%

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>・「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」を実施した。無料クーポン券送付(5月下旬) 再勧奨はがき送付(10月中旬) 対象者:子宮頸がん検診(20歳) 1,975人 乳がん検診(40歳) 2,274人 利用率:子宮頸がん検診 14.8% 乳がん検診 23.1%</p> <p>・令和2年度も引き続き積極的勧奨は再開していませんが、令和2年10月に厚労省より、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」の通知があり、この通知に基づき、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種について、検討と判断するためのワクチンの有効性や安全性に関する情報等や、接種を希望された場合に必要なお届けするため、高校1年生相当女子にお知らせをお送りしました。</p>	<p>・無料クーポン券非対象者の受診率 子宮頸がん検診(21歳以上) 7.4% 乳がん検診(41歳以上) 2.8% と比較して、無料クーポン券対象者の受診率が高く、無料クーポン券発行の効果が認められる。</p>	<p>・がん検診受診率の向上 無料クーポン券送付(5月末) 再勧奨はがき送付(10月中旬) (参考)令和3年度対象者 子宮頸がん検診(20歳) 1,929人 乳がん検診(40歳) 2,090人</p> <p>・がんの正しい知識の普及 ・「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」の通知に基づき、ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン接種について、検討と判断するためのワクチンの有効性や安全性に関する情報提供を行い、ワクチン接種希望者に接種券を交付します。</p>
---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

主要施策(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

●施策10 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

事業	10-1 ワーク・ライフ・バランスに関する啓発 育児休業制度の利用促進や働き方の見直し等の情報提供・啓発を関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	・広報紙ニューウェーブ（55号）の紙面にて、横浜F・マリノスの選手への取材を通じて、男性の子育てや家事参画を題材として、広く情報提供を行った。	・プロサッカー選手へのインタビューで、リアルな子育てについてお話しいただいたことで、市民にもより身近に感じてもらえる内容を発信できたと考えている。	・WLBは、日常の生活スタイルの意識改革であるから、現に実施されている様々な取り組みを、タイムリーに提供していくことが重要。広報紙やホームページを利用して、情報提供を引き続き実施していく。
令和2年度 (2020年度)	・広報紙ニューウェーブ（54号）の紙面にて、男性の家事参画や、市内女性経営者のWLBの取り組みを題材として、広く情報提供を行った。	・男性の家事参画については、コロナ禍で変化したライフスタイルに合った内容を発信できたと考えている。 ・女性経営者の取り組みも、起業を目指す女性へのメッセージとともに有効な発信ができたと考えている。	・WLBは、日常の生活スタイルの意識改革であるから、現に実施されている様々な取り組みを、タイムリーに提供していくことが重要。広報紙やホームページを利用して、情報提供を引き続き実施していく。

事業	10-2 ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例の紹介 市内でワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組む事業所等の情報収集・提供に努めます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	広報紙ニューウェーブ（56号）の紙面にて、商工会議所を通じ、市内事業者である、社会福祉法人知恵の光会の女性の設立者へのインタビューを行い、ダイバーシティやワーク・ライフ・バランスについての思いを紹介した。	市内事業者の取り組みを広く周知していくことは、そこで実際に行われている職場と家庭の両立に関する取り組みを知ってもらうことになると考えている。	継続して、市内事業所（市役所も含めて）の取り組みを広報紙やホームページで情報提供する。
令和2年度 (2020年度)	広報紙ニューウェーブ（54号）の紙面にて、「神奈川なでしこブランド2020」に認定された、株式会社富士防の取り組みを紹介した。	神奈川なでしこブランドとして認定されている市内企業を広く周知していくことは、そこで実際に行われている職場と家庭の両立に関する取り組みを知ってもらうことになると考えている。	継続して、市内事業所（市役所も含めて）の取り組みを広報紙やホームページで情報提供する。

事業	10-3 事業所内保育施設設置に関する情報提供 事業所に対して、必要に応じて事業所内保育施設の設置に関する助成制度等の情報を提供します。		
担当課	子育て支援課（幼保児童施設課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	事業所内保育施設設置の問い合わせ3件に対して、情報提供を行った。	事業所内保育施設の設置には至らなかった。	事業所内保育施設の設置希望の事業所に対して、適切な情報を提供する等きめ細かな相談対応を行っていく。
数値の推移：事業所内保育施設設置相談対応件数 R2：4事業者→R3：3事業者			
令和2年度 (2020年度)	事業所内保育施設設置希望の4事業者に対して、設置に向けた相談対応を行った。	1件の事業所内保育施設の新規設置となった。	事業所内保育施設の設置希望の事業所に対して、適切な情報を提供する等きめ細かな相談対応を行っていく。

●施策11 市役所におけるワーク・ライフ・バランスに関する取り組み

事業	11-1 時間外勤務時間縮減、育児・介護休業等の取得への取り組み 各部局で執行体制の見直しや効率的な事務の執行に努め、全庁的な取り組みとして、時間外勤務時間の縮減、育児・介護休業等の取得を進めます。		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、ピーク時である平成17年度(514,107h)と比較して、年間総時間数で約122,300時間の減の391,732hとなっている。 令和2年度(393,823h)と比べると、年間総時間数で約2,100時間の減、1人当たり月平均時間数で0.1時間の増となり、ほぼ同じ結果となった。 (過去の実績との比較では、管理職の実績を除いている。) 令和3年度から条例・規則に基づく時間外勤務等の上限規制を導入し、管理職を含めた状況の把握と時間外勤務等の縮減を呼び掛けた。 令和4年1月から庶務事務システムを導入したことに伴い、各所属長等に所属職員の時間外勤務等の把握を呼び掛けた。 令和3年度においても、毎週水・金曜日のノー残業デーの実施に加え、給与支給日と期末勤勉手当支給日を「時間外一斉消灯の日」とし、その日には所属 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は時間外勤務等の上限規制を導入するとともに、時差出勤制度など時間外勤務時間等の縮減につながる取り組みを継続し、多様で柔軟な働き方の見直しを継続して実現できたと考える。 育児休業取得率は、特定事業主行動計画に基づく取り組みにより、男性職員は上昇傾向にあり、女性職員は100%に近い水準を維持している。育児休業の仕組みの理解や、育児への参加意識の高まり、職場の意識の変化等により育児休業を取得しやすい雰囲気醸成されつつあることがその一因と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 時間外勤務等の上限規制に基づき、管理職を含めた状況の把握を行うとともに、引き続き時間外勤務時間等の縮減の取り組みを継続していく。 令和4年度から時差出勤制度を本格導入し、積極的な活用を呼び掛ける。 令和4年1月から庶務事務システムを導入したことに伴い、引き続き各所属長等に所属職員の時間外勤務等の把握を呼び掛ける。 女性活躍・子育てサポートプラン推進委員会を開催し、進捗管理等を行う。 計画に基づく取り組みの実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表を1年に1回以上行う。 仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブックを必要に応じて改訂する。 引き続き、研修等の機会を通じて管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進する。

	<p>長が所属職員を定時退庁させ、退庁確認後、所属部分を消灯する取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの一つとして、時差出勤トライアル（全6パターン）を試行実施した。 ・女性活躍・子育てサポートプラン推進委員会を令和3年8月に開催し、本プランに掲げた取り組み施策の実施状況、数値目標の達成状況の検証等を行った。 ・特定事業主行動計画（女性活躍・子育てサポートプラン）に基づく取り組みの実施状況と、女性の職業選択に資する情報を、市ホームページで公表した。 ・仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブック改訂し、職員に周知した。 ・新任課長研修等の機会を通じて、管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進した。 ・職員からの個別の問い合わせ等に対応し、育児休業の取得の支援、育児休業からの復帰支援を行った。 		
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

数値の推移：時間外勤務 年間総時間数 （参考：ピーク時(H17)514, 107時間）
R1：437, 776時間 → R2：393, 823時間 → R3：391, 732時間

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度は、ピーク時である平成17年度（514, 107h）と比較して、年間総時間数で約120, 200時間の減の393, 823hとなっている。 ・令和元年度（437, 776h）と比べると、年間総時間数で約43, 900時間、1人当たり月平均時間数で1.4時間の減となった。 ・令和2年度も、管理職員の時間外勤務状況を把握するため、調査を実施した。 ・令和2年度においても、毎週水・金曜日のノー残業デーの実施に加え、給与支給日と期末勤勉手当支給日を「時間外一斉消灯の日」とし、その日には所属長が所属職員を定時退庁させ、退庁確認後、所属部分を消灯する取り組みを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時差出勤制度など時間外勤務時間縮減への取り組みを継続し、多様で柔軟な働き方の見直しを実現できたと考える。 ・特定事業主行動計画に基づく取り組みにより、男性職員、女性職員ともに育児休業取得率の目標値を達成した※。特に男性職員については、育児休業の仕組みの理解や、育児への参加意識の高まり、職場の意識の変化等により育児休業を取得しやすい雰囲気が醸成されつつあることが取得率増加の一因と考える。 ※育児休業取得率は、男性職員は32.9%（目標25%）で達成し、女性職員は97.6%（対象者のうち1名が希望せず）で希望する職員全員が取得しました。（目標100%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から時間外勤務等の上限規制を導入し、管理職を含めた状況の把握を行うとともに、引き続き時間外勤務時間縮減への取り組みを継続していく。 ・時差出勤トライアルの検証を行い、継続実施する。 ・女性活躍・子育てサポートプラン推進委員会を開催し、進捗管理等を行う。 ・計画に基づく取り組みの実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表を1年に1回以上行う。 ・仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブックを必要に応じて改訂する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの一つとして、時差出勤トライアル（全6パターン）を試行実施した。 ・仕事と子育て両立支援プラン推進委員会及び女性活躍推進プラン推進委員会を令和2年8月に開催し、本プランに掲げた取り組み施策の実施状況、数値目標の達成状況の検証等を行い、さらに令和2年12月に開催し、特定事業主行動計画（仕事と子育て両立支援プラン、女性活躍推進プラン）の次期計画について検討を行った。 ・特定事業主行動計画（仕事と子育て両立支援プラン、女性活躍推進プラン）に基づく取り組みの実施状況と、女性の職業選択に資する情報を、市ホームページで公表した。 ・仕事と出産・育児のための両立支援ガイドブック改訂し、職員に周知した。 ・新任課長研修等の機会を通じて、管理職に向けて育児休業等の制度の説明を行い、管理職の協力体制を促進した。 ・職員からの個別の問い合わせ等に対応し、育児休業の取得の支援、育児休業からの復帰支援を行った。 		の協力体制を促進する。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------

事業	11-2 テレワークの導入に向けた検討・試行 時間的制約のある職員が働きやすい環境づくりを促進します。		
担当課	人事課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	柔軟な働き方を進めるため、各所属に配布したテレワーク端末を活用し、職員が自宅等で業務を行う在宅勤務及び出張時や庁内外での会議等で端末を利用して業務を行うモバイルワークを実施しました。	テレワーク端末を活用することで場所にとらわれない柔軟な働き方が可能になり、ワーク・ライフ・バランスの実現や業務の効率化の推進に繋がったものと考えます。	テレワーク端末の増台による取り組みの拡大と令和4年度からの本格導入に向けて検討していきます。
令和2年度 (2020年度)	柔軟な働き方を進めるため、各所属に配布したテレワーク端末を活用し、職員が自宅等で業務を行う在宅勤務及び出張時や庁内外での会議等で端末を利用して業務を行うモバイルワークを実施しました。	テレワーク端末を活用することで場所にとらわれない柔軟な働き方が可能になり、ワーク・ライフ・バランスの実現や業務の効率化の推進に繋がったものと考えます。	検証を行い、今後の取り組みの拡大に向けて検討していきます。

事業	11-3 男女共同参画職場リーダーへの意識啓発 男女共同参画職場リーダー会議において、ワーク・ライフ・バランスのための職場環境の整備等に関する意識啓発・情報提供を行い、イクボスを育成します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 課長級職員を対象とした動画配信視聴による研修を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画職場リーダー会議の講演会実施を見送った。 新任課長研修を通じ、新規で男女共同参画職場リーダーになった職員に対して、男女共同参画プランの主旨を踏まえて性別に関わらない職員の登用・配置を行うこと等の職位場環境に関する配慮を促し、女性活躍の推進に向けた協力依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 動画配信による研修実施を通じ、多様な性の尊重に関する意識啓発ができた。 新任課長研修を通じ、意識啓発を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女共同参画職場リーダー会議において、意識啓発・情報提供を行い、内容や方法についてより効果的に、より深く意識付けができるよう検討する。 また、新任課長研修等の機会を通じ、意識啓発に努める。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、男女共同参画職場リーダー会議の実施を見送った。 新任課長研修を通じ、新規で男女共同参画職場リーダーになった職員に対して、男女共同参画プランの主旨を踏まえて性別に関わらない職員の登用・配置を行うこと等の職位場環境に関する配慮を促し、女性活躍の推進に向けた協力依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により男女共同参画職場リーダー会議の実施を見送った。 新任課長研修を通じ、意識啓発を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女共同参画職場リーダー会議において、意識啓発・情報提供を行い、内容や方法についてより効果的に、より深く意識付けができるよう検討する。 また、新任課長研修等の機会を通じ、意識啓発に努める。

施策方針3 ワーク・ライフ・バランスの推進

主要施策（6） 男性の家庭や子育てへの参画促進

●施策12 男性を対象とした講座等の開催

事業	12-1 男性を対象とした講座等の開催 男性も家庭に参画できるよう、高齢者を対象に調理実習の実施や低栄養予防の知識習得など学習機会を提供します。		
担当課	健康増進課（健康長寿課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、フレイル（高齢者の虚弱）予防対策に重点を置き、ポスターやリーフレットの配布、DVDや動画配信による 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から「男性料理教室」を含め、調理を伴う事業を全面的に見直した。男性高齢者にもわかりやすい形で、情報提供ができたと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に作成した媒体等を活用し、男性高齢者にも広く普及啓発を図りたい。

	情報提供を行った。		
令和2年度 (2020年度)	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、調理実習を伴う教室は中止し、リーフレット配布や動画配信による情報提供を実施した。	・当面、調理を伴う事業は開催が難しいことから「男性料理教室」は中止とする。男性が家庭に参画できるような関心をもつために、学習機会の提供を検討する必要がある。	・今後は事業を見直し、虚弱高齢者を対象とした事業を行う中で、男性高齢者にも届く内容としたい。

事業	12-2 コミュニティセンターにおける講座の開催 ワーク・ライフ・バランスを図りながら、共に家庭や子育てに参画できるよう、男性の家事・育児・介護等に関する講座の実施や情報提供を行います。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------

担当課	地域コミュニティ支援課、各行政センター
-----	---------------------

	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<p>・地域コミュニティ支援課及び各行政センターでの講座の実績はありません。（新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティセンターの一部の講座を中止しました。）</p> <p>→令和元年度まではコミセン講座「男の料理」を開催していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、調理や飲食を伴う内容の講座を開催することが困難となった。（西）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により講座の中止を余儀なくされたため、評価なし。</p>	<p>・コロナ感染防止の為、開催する講座の企画を最小限に留めているが、今後、状況が好転し講座を企画する際には、男性の家事・育児・介護等に関する講座や男性が多数参加できる講座を積極的に取り入れていきたいと思う。（衣笠）</p> <p>・講座の開催を検討する。（久里浜）</p> <p>男性の家庭や子育てへの参画につながるような講座を開催する予定。（西）</p> <p>・利用者の需要に応じて、実施について適時検討を行っている。（追浜）</p> <p>・令和4年度は男性の家事・育児・介護等に関する講座を充実させます。（田浦）</p> <p>・令和3年度も引き続き、新型コロナウイルスの影響により開催できなかった。今後は、市民の方からの要望なども伺いながら、講座を開催していきたい。（北下浦）</p>
令和2年度 (2020年度)	<p>・地域コミュニティ支援課及び各行政センターでの講座の実績はありません。（新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティセンターの一部の講座を中止しました。）</p>	<p>・父親をターゲットとして、普段仕事でなかなかコミュニケーションが取れない親子に参加してもらうことで、家族の会話を増やし、父親の育児参加による母親の育児負担を減らすきっかけにしてもらうことを目標としていたが、コロナ感染予防が十分にできない内容と判断し、翌年度への延期とした。</p> <p>・新型コロナウイルスの感染拡大により、大半の講座自体が中止となり、オンラインによる</p>	<p>・これまで毎年恒例の企画で、幼児期の体操をたくさんの器具を使い、楽しみながら覚えていく内容で、非常に好評だったので、コロナ感染予防が解除されたら再開したいと考えている。（衣笠）</p> <p>・ステイホームなど新しい生活様式に対応しながら、男性の積極的な育児・家事参加を促すような講座を企画検討する。（浦賀）</p> <p>・男性の家庭や子育てへの参画につながるような実践講座</p>

		一部の講座を実施したので、コンテンツが限られてしまった。このようなテーマでのオンライン企画立案が急務である。 (浦賀)	を開催する予定。(西)
--	--	----------------------------------------------------------------	-------------

●施策 13 父親を対象とした子育ての情報提供

事業	13-1 「お父さんのための子育てガイド」による情報提供 父親になる人を対象に、子育てに関する情報やヒントなどを紹介するガイドブックを配布します。		
担当課	子育て支援課（こども育成総務課）、地域健康課（こども健康課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	横須賀市の子育て情報を掲載する「子育てガイド」に「お父さんのための子育てガイド」を掲載し、母子手帳を交付する際に一緒に手渡した。（転入者には、妊婦健康診査費用補助券を渡す時に配布） 配布数 2,121部	<ul style="list-style-type: none"> 父親にも興味を持ってもらいやすい掲載内容となるよう工夫をし、必要な情報提供ができた。 掲載内容について、さらに検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も官民共同での広告入り冊子として、「お父さんのための子育てガイド」を作成し、男性・女性の両方に存在するであろう無意識のジェンダー・バイアスの解消を目指す。 年度ごとに作成するため、新規事業等があれば随時情報を更新していく。 引き続き、子育てガイドの内容を、現役の父親目線で検討する。
数値の推移：「お父さんのための子育てガイド」配布数 R1：2,425部→ R2：2,082部→ R3：2,121部			
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市の子育て情報を掲載する「子育てガイド」に「お父さんのための子育てガイド」を掲載し、母子手帳を交付する際に一緒に手渡した。（転入者には、妊婦健康診査費用補助券を渡す時に配布） 配布数 2,082部	父親にも興味を持ってもらいやすい掲載内容となるよう工夫をし、必要な情報提供ができたと考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> 今後も官民共同での広告入り冊子として、「お父さんのための子育てガイド」を作成し、男性・女性の両方に存在するであろう無意識のジェンダー・バイアスの解消を目指す。 年度ごとに作成するため、新規事業等があれば随時情報を更新していく。 子育てガイドの内容を、現役の父親目線で検討する。

事業	13-2 「お父さんのための子育て応援講座」の開催 講座の中で情報交換のための交流会を行うなど、父親の子育て参画を応援します。		
担当課	子育て支援課（保育課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	愛らんどよこすかにて、年間9回日曜日に「お父さんのための子育て応援講座」を実施した。	ベビーダンス・音楽会・リトミック・体操の先生とあそぼう、などの多様な企画を設定し、父子との触れ合いの場を設けることができた。母親も参加し、父子の触れ合いを微笑ましく見ていたり、写真を撮ったりする姿もみられた。父親の育児への意識が高まる機会の創出を行うことができた。	愛らんどよこすかだけでなく、他の愛らんどでも父親にフォーカスした講座の設定をしていくように働きかけたい。
令和2年度 (2020年度)	コロナウイルスの為、10・11・12・3月のみ愛らんどよこすかの「お父さんのための子育て応援講座」を開催し、延べ24組の参加があった。	コロナウイルス感染症対策を徹底し、お父さん講座を実施することができた。	人数制限も行っているため、限られた人数での実施が続いていくことが予想されるが、お父さん同士が交流できる貴重な場となるので今後も感染症対策を講じながら、開催をしていきたい。

重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

主要施策(7) 男女共同参画に関する意識啓発

●施策14 男女共同参画に関する講座等の開催

事業	14-1 男女共同参画に関する講座等の開催 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。		
担当課	地域コミュニティ支援課、各行政センター、人権・ダイバーシティ推進課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ支援課及び各行政センターでの講座の実績はありません。 (新型コロナウイルス感染症の影響により、コミュニティセンターの一部の講座を中止しました。) ・男女共同参画セミナー実施 ①パパと子どものクッキング ※オンラインで実施 1回 3組7人) ②自分も相手も大事にする アサーティブ・トレーニング 2回 合計26人 (人権・ダイバーシティ推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により講座の中止を余儀なくされたため、評価なし。 ・新型コロナウイルスの影響により、アサーティブ・トレーニングは定員を半数程度に減らし感染予防策を徹底して実施し、パパと子どものクッキングはオンラインで実施した。 (人権・ダイバーシティ推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染防止の為、開催する講座の企画を最小限に留めているが、今後、状況が好転し講座を企画する際には、女性の活躍を応援する講座や男性が多数参加できる講座を積極的に取り入れていきたいと思う。 (衣笠) ・講座の開催を検討する。(久里浜) ・利用者の需要に応じて、実施について適時検討を行っていく。(追浜) ・コミュニティセンターの予算や講座の実施状況、利用者の需要を鑑みて、実施について検討します。(田浦) ・令和3年度も講座の開催はなかったが、男女・年齢関係なく誰もが参加しやすい講座・事業を立案する。 引き続き、募集する性別を限定する講座においては、理由を明確にし、誤解を招かないよう注意する。(北下浦) ・次年度は、デュオぶち講座と統合し、「男女共同参画と多様な性に関するセミナー」として全4回実施する。(人権・ダイバーシティ推進課)
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の高齢者を対象に、「生涯現役講座あすなる学級」を実施。(実施回数7回、延参加人数130人)(浦賀) ・男女共同参画セミナー実施 ①自分も相手も大事にする アサーティブ・トレーニング 2回 合計22人 ②パパと子どものクッキング ※オンラインで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大により、計画通りに講座の開催ができなかった。感染予防策を徹底しながらこの講座は何とか開催することが出来た。継続性が重要であると認識した。 (浦賀) ・新型コロナウイルスの影響により、アサーティブ・トレーニングは定員を半数程度に減らし感染予防策を徹底して実 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ感染防止の為、開催する講座の企画を最小限に留めているが、今後、状況が好転し講座を企画する際には、女性の活躍を応援する講座や男性が多数参加できる講座を積極的に取り入れていきたいと思う。 (衣笠) ・今後もコロナ対策を徹底して講じながら、この講座を続けていくことが重要である。受講

	1回 3組8人 (人権・男女共同参画課)	施し、パパと子どものクッキングはオンラインで実施した。 (人権・男女共同参画課)	者の年齢層もオンライン講座に馴染みにくいため、従来の形での開催を続けていきたい。 (浦賀) ・講座の開催はなかったが、男女・年齢関係なく誰もが参加しやすい講座・事業を立案する。引き続き、募集する性別を限定する講座においては、理由を明確にし、誤解を招かないよう注意する。(北下浦) ・引き続き、次年度も男女共同参画セミナーを実施する。 (人権・男女共同参画課)
--	-------------------------	---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業	14-2 市民大学等の開催 生涯学習の推進にあたり、男女共同参画の視点にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供をします。		
担当課	生涯学習課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	・人権を考える講演会「自分らしく生きる」方法を一緒に考えよう 参加者 116人	・継続して講座を実施しており、多様な性の尊重の視点で学ぶ機会の提供ができたと考えている。	・継続していくことが大切であり、今後も男女共同参画や多様な性に関する講座を実施する。
令和2年度 (2020年度)	・多様な性/LGBTQを理解する入門講座 参加者 28人	・継続して講座を実施しており、多様な性の尊重の視点で学ぶ機会の提供ができたと考えている。	・継続していくことが大切であり、今後も男女共同参画や多様な性に関する講座を実施する。

●施策 15 市民協働による啓発事業の推進

事業	15-1 市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課(人権・男女共同参画課)		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	新型コロナウイルスの影響で、市民協働による啓発事業を行うことができなかった。	広報紙New Waveで、大学生との編集作業等を行う予定だったが、新型コロナウイルスの影響で、大学も休校やオンライン授業等が多く、協働が難しかった。	新型コロナ禍で様々な制約があるものの、可能な範囲で学生などの若い世代との協働について、様々な手法を検討していきたい。
令和2年度 (2020年度)	新型コロナウイルスの影響で、市民協働による啓発事業を行うことができなかった。	広報紙New Waveで、大学生との編集作業等を行う予定だったが、新型コロナウイルスの影響で、大学も休校やオンライン授業等が多く、協働が難しかった。	新型コロナ禍で様々な制約があるものの、可能な範囲で大学生などの若い世代との協働について、様々な手法を検討していきたい。

事業	15-2 男女共同参画市民サポーター会議の開催 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を推進します。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和2年度 (2020年度)	・令和元年度をもって、市民サポーター制度を廃止した。		
令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画市民サポーター会議を1回開催(9/17)した。 3/30 予定していた第2回は新型コロナのため中止となった。 令和元年度をもって、市民サポーター制度を廃止した。 	市民サポーター制度は、市民協働のひとつのかたちを示すことができていたが、メンバーが固定化するなど課題が見受けられた。条例改正により、新しい事業の枠組みが求められるなか、これまでの活動をもってその役割を一定程度果たしたと判断し、廃止することとした。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた形での取り組みを模索する。 これからの時代を担う若い世代と、新しい協働の枠組み、手法を構築していきたい。 事業実施の計画・実施・検証の各段階で、市民協働の視点を持つよう意識する。

●施策 16 広報紙（NEW WAVE）による啓発

事業	16-1 広報紙（NEW WAVE）の発行 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<p>次のテーマで広報紙（NEW WAVE）を発行した。</p> <p>55号 ホームタウンチーム横浜 F・マリノスの選手と考える家族と過ごし、喜びを分かちあう大切さ 他</p> <p>56号 性の多様性について知っていますか？ 横須賀で輝く女性経営者 他</p>	「男性の家事参画と子育て」と「多様な性」をメインテーマとして発行し、広く情報提供することができたと考える。	市の組織体制も変わり、市全体のダイバーシティに関する取り組みを加速させていく必要があるため、市の取り組みに関しても丁寧に情報提供していきたい。
令和2年度 (2020年度)	<p>次のテーマで広報紙（NEW WAVE）を発行した。</p> <p>54号 パパもママも子どもも家族みんなが活躍し、思いやる家庭に おすすめ図書紹介 なでしこブランド認定企業インタビュー 横須賀で輝く女性経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響で年2回発行予定が1回となったが、1号あたりのページ数を増やし情報量を確保した。 紙面をリニューアルし、より手に取っていただきやすい内容にしたことで、男性の男女共同参画や、市内事業者の取り組みについての情報提供をすることができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な性の尊重という理念が加わったことで、男女共同参画推進の取り組みとの関係性をクリアにするため、男女共同参画に関する基本的な理念や市の取り組みを丁寧に情報提供していきたい。 将来の横須賀市を担う世代へのかかわりに力点を置くことを踏まえ、情報発信の方式や情報収集の仕方を再考し、紙面に反映させていく。

●施策 17 市役所における男女共同参画に関する取り組み

事業	17-1 市職員に対する研修等の実施 市職員（男女共同参画職場リーダー含む）に対する男女共同参画に関する研修等を継続的に行います。		
担当課	人事課、人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	新規採用職員や、2～3年目職員を対象に人権に関する派遣研修を実施した。また、新任係長、新任課長を対象に人権に関する研修を実施している。	各職位の職員を対象に、男女共同参画の意識啓発に取り組むことができた。	・新採研修や新任課長研修等において、男女共同参画について啓発していく。 ・新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、新規採用職員に集合研修を実施していく予定。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員比率の目標値（40%）を市内に周知し、審議会等所管課に女性委員の積極的な登用を依頼した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、職場リーダー会議は実施を見送った。 ・新規採用職員研修、新任係長研修、新任課長研修において、男女共同参画という視点を意識して施策に取り組むよう啓発した。（人権・男女共同参画課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への積極的な女性の参画促進について全庁に周知等を行うことができた。 ・職場リーダー会議は、コロナウイルスの影響で開催されなかった。 ・引き続き当該周知等を行うことが重要であると考え。 	・目標値を達成できるよう、引き続き審議会等所管課への依頼や情報提供を行う。

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

主要施策（8） 情報収集と提供の充実

●施策 18 デュオよこすかの運営

事業	18-1 デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内の男女共同参画を推進します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	他都市から提供のあった広報紙や国等の資料を配架するとともに、男女共同参画や多様な性関連の図書を配架した。 蔵書数 約 1,500 冊 新刊購入実績 74 冊 貸出実績 延 677 人	男女共同参画と多様な性に関する図書を購入し、施設内やHP等でおすすめ図書として紹介した。新型コロナウイルスの影響で休館していた期間もあった。	引き続き、男女共同参画および多様な性に関する情報収集・提供や図書等を購入していく。

数値の推移：デュオよこすか 図書貸出実績（延べ人数）

R1：1,099人 → R2：476人 → R3：677人

令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 他都市から提供のあった広報紙や国等の資料を配架するとともに、男女共同参画や多様な性関連の図書を配架した。 蔵書数 約1,500冊 新刊購入実績 83冊 貸出実績 延476人 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画と多様な性に関する図書を購入し、施設内やHP等でおすすめ図書として紹介した。新型コロナウイルスの影響で休館していた期間※もあり、来館者数が減少したことで貸出実績も減少した。 登録団体自体の活動をあまり行うことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女共同参画および多様な性に関する情報収集・提供や図書等を購入していく。 <p>※①R2.3/4～6/19 ②R3.1/12～3/7の期間休館</p>
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業	18-2 デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催 デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場として講座を開催します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	デュオよこすかの登録団体と協働し、デュオぶち講座（今年の思い出アルバムづくり）を開催した。	新型コロナウイルスの影響で、登録団体の活動自体があまり活発ではなかったが、デュオよこすかを会場とした講座を開催することで、デュオの周知にも繋がったと考えられる。	令和4年度以降はデュオぶち講座を、男女共同参画と多様な性に関するセミナーに集約したことで、登録団体の講座を開催する機会はないものの、セミナーへの参加を呼び掛ける。
令和2年度 (2020年度)	登録団体等と協働し、デュオぶち講座を開催する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で開催できなかった。	講座を開催することができず、デュオの周知にもつなげられなかった。	令和3年度以降は、デュオよこすか登録団体等に呼び掛けて、講座を企画・開催していく。

●施策19 男女共同参画に関する調査の実施

事業	19-1 男女共同参画に関する調査の実施 男女共同参画の市民意識や実態に関する調査を実施し、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析を行い、施策の展開に活用していきます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	市民、市職員、町内会・自治会を対象としたアンケート調査を実施した。 ・対象 市民 2,000人（無作為 男女1,000人ずつ） 市職員 600人（無作為 男女300人ずつ） 町内会・自治会 371団体（全団体）		アンケート結果を踏まえたプラン策定を行う。
令和2年度 (2020年度)	・新型コロナウイルス感染症の影響により、調査の実施は延期し、令和3年度に行うことになった。調査に向けたたき台を作成し、審議会の書面会議で意見を求め、アンケート実施に向けて進めた。		・次期プラン策定に合わせる形で、令和3年度に実施している。

施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

主要施策(9) 女性のための相談窓口の充実

●施策20 女性のための一般相談の充実

事業	20-1 デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	相談件数は年間979件、月平均82件。 一般相談 957件 法律相談 22件	一般相談の件数が年々増加し続けている。	引き続き、一般相談、法律相談とも実施していく。
数値の推移：女性のための相談室 相談件数 ①一般相談 R1：704件 → R2：851件 → R3：957件 ②法律相談 R1：31件 → R2：21件 → R3：22件			
令和2年度 (2020年度)	相談件数は年間約850件、月平均71件。 一般相談 851件 法律相談 21件	・一般相談の件数が大幅に増加した。	・引き続き、一般相談、法律相談とも実施していく。

事業	20-2 相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保するとともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努めます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	相談員3名体制。輪番制・週3日間対応。《相談日時》月水金9：00～16：00 対人援助の専門家としての資質向上のため、SVによる面談を月1回実施するほか、県等が主催する研修等への参加している。	新型コロナウイルスの影響で開催された研修が少なかったものの、外部の研修等をオンラインで受講した。	引き続き、現在の相談体制を維持していくと共に、相談員のスキルアップ、ストレスケアのための取り組みを行っていく。
令和2年度 (2020年度)	・相談員3名体制。輪番制・週3日間対応。《相談日時》月水金9：00～16：00 対人援助の専門家としての資質向上のため、SVによる面談を月1回実施するほか、県等が主催する研修等への参加している。	・新型コロナウイルスの影響で開催された研修が少なかったものの、県等が主催する研修等を受講した。	・引き続き、引き続き、現在の相談体制を維持していくと共に、相談員のスキルアップ、ストレスケアのための取り組みを行っていく。

施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

主要施策(10) 多様な性を尊重する社会の実現

●施策21 性的マイノリティに対する理解の促進

事業	21-1 相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	教員向け出前講座 3回 児童生徒向け出前講座 3回 医療機関向け出前講座 1回 市職員向け研修、商工会議所会員向け研修も予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	教員向け、児童生徒向けの研修を希望する学校が多くあり、需要が高まっている。講師自身の体験談をもとに学んだことにより、多様な性（性的マイノリティ）へ理解が深まったと認識している。	引き続き、さまざまな職種に向けた研修会を開催し、多様な性（性的マイノリティ）への理解を深める取り組みを行う。
数値の推移：性的マイノリティへの理解促進のための出前講座・研修実施回数 R1：7回 → R2：6回 → R3：7回			
令和2年度 (2020年度)	教員向け出前講座 3回 児童生徒向け出前講座 3回	・当事者でもある講師自身の体験談をもとに、学んだことにより、理解が深まったと認識している。学校のみならず医療機関向けや高齢者施設職員向けにも開催を予定したが、コロナ禍の影響で中止となり、6回の開催となった。	・引き続き、学校以外にもさまざまな職種に向けた研修会を開催し、多様な性（性的マイノリティ）への理解を深める取り組みを行う。

事業	21-2 パネル展示やリーフレットの配布による啓発 性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	5月～12月にかけて市内4カ所（市役所展示コーナー、中央図書館、生涯学習センター、横須賀モアーズシティ）でパネル展示を行った。リーフレットは、研修会やパネル展示、生涯学習課主催の人権を考える講演会などで配布した。	新型コロナウイルス感染症の影響でアンケートは実施しなかったが、パネル展と同時に中央図書館で関連映画を上映するなど、複合的な啓発を行うことによって、関心の薄い層への啓発をすることができた。	引き続き、市の施設や他の商業施設など多くの人が集まる場所で、パネル展を実施していく。また、リーフレットを配布し、多様な性への理解促進に努めていく。
令和2年度 (2020年度)	5月～12月にかけて市内4カ所（市役所展示コーナー、中央図書館、横須賀モアーズシティ、コースカベイサイドストアーズ）でパネル展示を行った。リーフレットは、関係機関にて	市施設のみならず商業施設でもパネル展を行ったことにより関心の薄い層にも啓発することができたと考える。また、パネル展で行ったアンケートによれば、「大変よく理解でき	引き続き、市の施設や他の商業施設など多くの人が集まる場所で、パネル展を実施していく。また、リーフレットを配布し、多様な性への理解促進に努めていく。

	配架をお願いすると同時に、民生委員や出前講座等の機会に児童生徒や聴講者に配布した。	た」「やや理解できた」が合わせて76.5%となっており、理解促進の効果があると考えている。	
--	-------------------------------------------	-----------------------------------------------	--

●施策 22 性的マイノリティに対する支援

事業	22-1 相談事業の実施 性的マイノリティの不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	よこすかLGBTs相談(性的指向及び性自認に関する専門相談)を実施した。当事者や、関係者など予約が11件、相談に至ったものが10件あった。	年々相談が増加しており、概ね目標を達成している。	引き続き周知を図りながら、実施していく。

数値の推移：よこすかLGBTs相談件数
R1（事業開始年度）：4件 → R2：6件 → R3：10件

令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> よこすかLGBTs相談(性的指向及び性自認に関する専門相談)を実施した。当事者や、関係者など6件の相談があった。 ホームページ、Twitter、広報ポスターで周知を行った、 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者は、20代から60代の当事者や学校など多様だった。年間相談件数を12件と見込んでいたが、コロナ禍であったことと周知不足により6件だったものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者の孤立を防ぐために必要な施策であると考えている。リーフレット、ホームページ、ツイッター、周知ポスターなどにより一層の周知を図りたい。
-------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業	22-2 当事者同士の交流会への支援 性的マイノリティの方々が語り合う「café SHIP ポートよこすか」に対する支援を行います。																
担当課	保健所保健予防課（保健所健康づくり課）																
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応														
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付実績 400,000円 「オンラインからふるトーク」参加実績 <table border="0"> <tr> <td>7/24：21人</td> <td>8/9：18人</td> </tr> <tr> <td>8/29：22人</td> <td>9/11：18人</td> </tr> <tr> <td>10/15：22人</td> <td>10/24：15人</td> </tr> <tr> <td>11/20：21人</td> <td>12/4：6人</td> </tr> <tr> <td>12/19：9人</td> <td>1/15：16人</td> </tr> <tr> <td>2/6：18人</td> <td>3/5：14人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計200人</td> </tr> </table>	7/24：21人	8/9：18人	8/29：22人	9/11：18人	10/15：22人	10/24：15人	11/20：21人	12/4：6人	12/19：9人	1/15：16人	2/6：18人	3/5：14人		合計200人	前年度は新型コロナウイルス感染症の影響により当補助事業は実施できなかったが、令和3年度はZOOMウェビナーによるオンライン形式「オンラインからふるトーク」に変更し当補助事業を実施した。「セクシャリティの方の率直な話を聞くことができました」という肯定的な意見が多数あり、コロナの影響なく開催することができた。	性的マイノリティの方は自殺のリスクが高いと言われており、特に10代、20代はカミングアウトできず、1人で悩んでいる人が多くいます。そのため、性的マイノリティに対する支援は市の自殺対策計画においても重点施策に位置付けており、今後も継続して支援をしていく予定です。
7/24：21人	8/9：18人																
8/29：22人	9/11：18人																
10/15：22人	10/24：15人																
11/20：21人	12/4：6人																
12/19：9人	1/15：16人																
2/6：18人	3/5：14人																
	合計200人																
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付実績 0円 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染対策を徹底した形式で令和2年度の当補助事業の実施ができなかったため。ただし、団体の自主事業として	新型コロナウイルス感染症の影響により当補助事業は実施できなかった。しかし、コロナ禍で交流の場が減少する中、団体の自主事業として開催していただいた。結果、開催回数、	性的マイノリティの方は自殺のリスクが高いと言われており、特に10代、20代はカミングアウトできず、1人で悩んでいる人が多くいます。そのため、性的マイノリティに対する														

	開催した。 ＜参考＞団体自主事業の実績 年間9回、合計21名（予約31名）の参加 うち、横須賀市民は9名（中学性6名、高校生1名、18-19歳2名）	参加人数は減少したものの、一定数の参加実績があった。自己肯定感を持って過ごすことのできる場の提供をしていただいたとともに、本事業の意義や重要性を改めて確認する機会となった。	支援は市の自殺対策計画においても重点施策に位置付けている。コロナ禍において性的マイノリティの方の交流の場は一層求められており、感染拡大防止の対策を検討し、引き続き支援をしていく予定です。
--	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

事業	22-3 関係機関との連携強化 NPO 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との連絡会を開催することにより連携強化に努めます。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	当事者との意見交換会 2回 (内1回web) ・テーマ「災害時の対応」「学校での対応」 庁内関係課長会議 3回	当事者の方との意見交換会では、当事者ならではの具体的な意見が出され、事業に反映することができた。関係課長会議では、庁内の活動を情報共有することができた。	今後も連携を強化していき、多様な性への偏見の解消や孤立の防止に努める。令和4年度の当事者の方との意見交換会のテーマは「これからのパートナーシップ宣誓証明制度」などとする。
数値の推移			
①当事者との意見交換会開催回数 R1：1回 → R2：1回 → R3：2回			
②庁内関係課長会議開催回数 R1：3回 → R2：3回 → R3：3回			
令和2年度 (2020年度)	当事者との意見交換会 1回 ・テーマ「災害時の対応」「新病院建設」 庁内関係課長会議 3回	・当事者の方との意見交換会では、当事者ならではの具体的な意見が出され、事業に反映することができた。関係課長会議では、庁内の活動を情報共有することができた。	・今後も連携を強化していき、多様な性への偏見の解消や孤立の防止に努める。令和3年度の当事者の方との意見交換会のテーマは「災害時の対応」「性別欄の記載について」とする。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(11) 子育て支援の充実

●施策23 妊娠・出産に関する学習機会の提供

事業	23-1 「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、赤ちゃんのための歯の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。		
担当課	健康増進課（保健所健康づくり課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	プレママ、プレパパ歯科教室廃止	市内医療機関（歯科医院、産婦人科）に妊婦歯科検診のポスター掲示を依頼した。コロナ禍で他の歯科健診受診率が減少傾向にある中にもかかわらず、妊婦歯科検診の受診率は令和2年度22%から令和3年度26%に増加した。	今後も横須賀市歯科医師会に妊婦歯科検診及び保健指導を委託し、かかりつけ歯科医を持つことの重要性など普及啓発を行い、個別歯科相談、ホームページ等で妊娠期及び赤ちゃんのための歯科保健衛生の重要性を引き続き普及啓発していく。

数値の推移

プレママ・プレパパ歯科教室開催回数 R1：5回 → R2：0回 → R3：廃止

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレママ、プレパパ歯科教室の開催 0回(新型コロナウイルス感染防止のため中止) ・妊婦歯科検診(歯科医師会に委託) 対象者 1,920人 受診者 427人 受診率 22% 	<p>新型コロナウイルスの影響により教室を中止したが、ホームページで妊娠期の口腔ケアの重要性等について掲載し、市内医療機関(歯科医院、産婦人科)に妊婦歯科検診のポスター掲示を依頼した。また妊婦歯科検診受診率向上のために母子手帳交付時にチラシを同封した。</p>	<p>横須賀市歯科医師会に妊婦歯科検診及び保健指導を委託し、かかりつけ歯科医を持つことの重要性など普及啓発を行っているため、令和3年度からプレママ・プレパパ歯科教室は廃止。保健所健康づくり課では、個別歯科相談、ホームページ等で妊娠期及び赤ちゃんのための歯科保健衛生の重要性を引き続き普及啓発していく。</p>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事業</p>	<p>23-2 「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。</p>		
<p>担当課</p>	<p>地域健康課(こども健康課)</p>		
	<p>実績</p>	<p>実績に対する評価(達成度)</p>	<p>今後の対応</p>
<p>令和3年度 (2021年度)</p>	<p>「プレママ・プレパパ教室」を開催し、子育てに関する情報提供を行った。 46回(平日9回・休日37回) 282人参加(うち、配偶者137人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響で、8月中旬から9月まで開催を中止したが、昨年度より開催回数は増加した。 ・感染防止のため、1回の定員を制限した。 ・教室で使用するテキストを掲載した子育てガイドを母子手帳交付時に配布し、教室に参加できない妊婦等へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「プレママ・プレパパ教室」を開催する。 ・感染防止の観点から、教室参加ができなくても情報が得られるよう、ホームページの充実等を図る。

数値の推移

①プレママ・プレパパ教室参加人数 R1：606人 → R2：122人 → R3：282人

②プレママ・プレパパ教室開催回数 R1：27回 → R2：16回(平日中止) → R3：46回

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>「プレママ・プレパパ教室」を開催し、子育てに関しての教室への参加機会を提供した。 休日16回開催 122人参加(うち、父親59人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染防止のため平日の開催を中止したため開催回数が昨年度より減少した。 ・感染防止のため、1回の定員を制限した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「プレママ・プレパパ教室」の開催 ・感染防止の観点から、教室参加ができなくても情報が得られるよう、ホームページの充実等を検討する。
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●施策 24 家庭等における子育て支援の充実

事業	24-1 家庭等における子育て支援の充実 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや親子サロン、保育所等で子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供を行います。		
担当課	子育て支援課（保育課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「愛らんど」を開設し、集いの場や育児相談の場としている。（市内6カ所）。 ・「愛らんど」を利用しにくい地区に住む親子のため、巡回広場「わいわい広場」を実施している。 わいわい広場実績 10 か所 39 回 460 人参加	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛らんど」ではアドバイザーに直接子育てに関する悩みや、育児相談を行うことができ、利用者が構えることなく気軽に相談できるのが強みである。近所で開催している「わいわい広場」に参加した方が、「愛らんど」に来るといった流れもあるようで、包括的に地域の子育て支援の役割を担っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策のため「愛らんど」は利用組数制限を行っているが、感染状況を見極めながら、組数等の緩和をしていきたい。 ・来所する親子の中から、養育に支援が必要である親子を早期発見しやすく迅速な対応が図れるため、虐待防止効果がある。 ・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、孤立を防ぐことができる。身近に相談の場があることで、育児への不安や悩みを早期に軽減できるという効果がある。
数値の推移：「わいわい広場」実施回数 R1：32回 → R2：13回 → R3：39回			
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター「愛らんど」を開設し、集いの場や育児相談の場としている。（市内6カ所）。 ・「愛らんど」を利用しにくい地区に住む親子のため、巡回広場『わいわい広場』を実施している。 令和2年度 10 か所 13 回 （令和元年度 10 か所 32 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・3月末から9月30日までわいわい広場は休止としたが、10・11・12・3月はコロナウイルス予防対策をしながら開催し、全13回、延べ121組の参加があった。休止期間中も、電話・メール相談は継続して行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来所する親子の中から、養育に支援が必要である親子を早期発見しやすく迅速な対応が図れるため、虐待防止効果がある。 ・集いの場での親子同士の交流や情報交換により、孤立を防ぐことができる。身近に相談の場があることで、育児への不安や悩みを早期に軽減できるという効果がある。

●施策 25 多様な保育サービスの充実

事業	25-1 多様な保育サービスの充実 保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービスを受けられるよう情報を提供します。		
担当課	子育て支援課（幼保児童施設課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の新規認定4施設 ・家庭的保育事業の新規認定1事業 ・幼稚園型認定こども園の定員増1施設 ・保育所の定員増1施設 ・家庭的保育事業所の定員増2施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員増については多様な対応ができた。 ・新規認可等による定員拡充については、4施設と、昨年度に比べて多く、保育の受け皿の確保につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園、地域型保育事業の定員拡充や幼稚園等の認定こども園への移行促進に取り組み、さまざまな教育・保育ニーズに対応していく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園型認定こども園の新規認定1施設 ・幼保連携型認定こども園の定員増1施設 ・保育所の定員増4施設 ・家庭的保育事業所の定員増2施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員増については多様な対応ができた。 ・新規認可等による定員拡充については、1施設と少なかったが、現在幼保連携型認定こども園への移行に向け協議中の施設も複数あり、来年度以降も保育ニーズに対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園、地域型保育事業の定員拡充や幼稚園等の認定こども園への移行促進に取り組み、さまざまな教育・保育ニーズに対応していく。

●施策 26 放課後の子どもの居場所の充実

事業	26-1 全児童を対象とした居場所の充実 放課後子ども教室、わいわいスクール、青少年の家の運営等を行うことにより居場所の確保に努めます。なお、放課後子ども教室は学習や多様な体験・活動を行います。		
担当課	子育て支援課（こども育成総務課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・公郷小学校に新たに放課後子ども教室を設置した。市内5校で実施。 ・青少年の家(みんなの家)・青少年会館は、市内15カ所で継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が、放課後の時間をより安全に、豊かに過ごすことができるよう、学校および放課後児童クラブと連携を図り、放課後子ども教室を実施した。青少年の家などはコロナの影響による休止期間(43日間)は受け入れることができなかったが、年末年始を除き、休館日も遊戯室を開放して児童を受け入れ対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室未設置の小学校へ拡充していきます。 ・青少年の家(みんなの家)の縮小に向け、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことなどを検討していきます。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹取小学校と鶴久保小学校のわいわいスクールを新たな放課後子ども教室に転換した。 ・青少年の家(みんなの家)・青少年会館は、市内15カ所で継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童が、放課後の時間をより安全に、より豊かに過ごすことができる事業に切り替えることができたと考えている。コロナの影響による休止期間(118日間)は受け入れることができなかったが、年末年始を除き、休館日も遊戯室を開放して児童を受け入れ対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公郷小学校に放課後子ども教室を設置していく予定。 ・青少年の家の縮小に向け、学校やコミュニティセンター等、地域の核となる施設へ機能を移転していくことなどを検討していきます。

事業	26-2 留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。		
担当課	子育て支援課（こども育成総務課＜教育・保育支援課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブに対して、通常の助成に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成を行った。 新型コロナウイルス感染症対策をしながら、放課後児童支援員等を対象とした資質向上のための研修を実施した。 	コロナ禍で運営する放課後児童クラブに対して、適切な支援ができたと考えている。	引き続き、放課後児童クラブの感染症対策に対する支援を行いつつ、小学校内への放課後児童クラブの設置を推進するとともに、不足している地域への開設を支援する。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブに対して、通常の助成に加え、新型コロナウイルス感染症対策に係る助成を行った。 コロナ禍のもと、放課後児童支援員等を対象とした資質向上のための研修を縮小して実施した。 	コロナ禍で運営する放課後児童クラブに対して、適切な支援ができたと考えている。	引き続き、放課後児童クラブの感染症対策に対する支援を行いつつ、小学校内への放課後児童クラブの設置を推進するとともに、不足している地域への増加を図る。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(12) 介護の相談支援の充実

●施策27 介護に関する相談窓口の充実

事業	27-1 介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。		
担当課	地域福祉課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から福祉の総合相談窓口として、介護に関する相談のほか、8050問題等、複合的な課題を抱える家庭の相談も受けている。 令和3年度相談実績：9,626件 市内の日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを12カ所設置しており、地域における高齢者の総合相談支援業務を委託している。 令和3年度相談実績：71,206件 	福祉の総合相談窓口として、さまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローすることが概ねできた。	令和4年2月よりLINEによる福祉の相談を開設したことにより、ジェンダー平等への配慮をより一層意識して、関係部局と連携し、複合的な課題を抱える世帯への相談支援を推進していく。

数値の推移

①高齢者総合的相談窓口相談件数 R1：9,797件 → R2：6,145件 → R3：9,626件

②地域包括支援センター相談件数 R1：71,605件 → R2：74,753件 → R3：71,206件

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>・令和2年度から福祉の総合相談窓口として、介護に関する相談のほか、8050問題等、複合的な課題を抱える家庭の相談も受けている。 令和2年度相談実績：6,145件 ・市内の日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを12カ所設置しており、地域における高齢者の総合相談支援業務を委託している。 令和2年度相談実績：74,753件</p>	<p>福祉の総合相談窓口として、さまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローすることが概ねできた。</p>	<p>引き続き、関係部局と連携し、複合的な課題を抱える世帯への相談支援を推進していく。</p>
---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

●施策28 介護者に対する心の支援

<p>事業</p>	<p>28-1 「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。</p>		
<p>担当課</p>	<p>地域福祉課</p>		
	<p>実績</p>	<p>実績に対する評価（達成度）</p>	<p>今後の対応</p>
<p>令和3年度 (2021年度)</p>	<p>・介護に関する情報交換や介護者同士が気持ちをわかちあい、支えあう場として隔月開催している。 開催：6回(内、コロナ感染防止のため中止1回) 会場：総合福祉会館 参加者：延27人 ・「認知症高齢者介護者の集い」会報を隔月で作成し郵送している。送付先：延84人</p>	<p>参加者数については横這いであるが、他の介護者の経験談を目にすることで「自分も頑張ろう!と思う」との声も頂き、介護者を孤立させることなく、介護者の支えの場を提供できていると考える。 【参考】認知症カフェ数 R02年度:17か所 R03年度:14か所</p>	<p>集いへの参加はできないが、会報を希望する介護者は多い。また「認知症カフェは参加しにくい」と言う介護者もいることから、孤立防止として、また新規の方も一定数参加されることから「認知症高齢者介護者の集い」は継続して行う。</p>
<p>数値の推移：介護に関する情報交換会 開催回数・延べ参加者数 R1：18回延べ54人 → R2：3回延べ12人 → R3：5回延べ27人</p>			
<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<p>・介護に関する情報交換や介護者同士が気持ちをわかちあい、支えあう場として隔月開催している。 開催：6回(内、コロナ感染防止のため中止3回) 会場：総合福祉会館 参加者：延12人 ・「認知症高齢者介護者の集い」会報を隔月で作成し郵送している。送付先：延129人</p>	<p>参加者数については横這いであるが、他の介護者の経験談を目にすることで「自分も頑張ろう!と思う」との声も頂き、介護者を孤立させることなく、介護者の支えの場を提供できていると考える。 【参考】認知症カフェ数 R01年度:13か所 R02年度:17か所</p>	<p>集いへの参加はできないが、会報を希望する介護者は多く、また「認知症カフェは参加しにくい」と言う介護者もいることから、孤立防止として「認知症高齢者介護者の集い」は継続して行う。</p>

事業	28-2 「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心理士が相談に応じます。		
担当課	高齢福祉課（地域福祉課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	臨床心理士による相談を月3回実施している。 回数：20回 相談者：延26人	緊急事宣言による外出自粛などもあり、相談件数は減少した。相談者一人一人の満足度は高く、実施する意義はあると考える。	コロナ禍で介護者や高齢者がより孤立しやすい状況がある。広報やSNSによる周知だけでなく、日頃から高齢者や介護者の支援をしている関係機関にも周知し、必要な方に直接案内してもらうなど周知方法を工夫する。また、アウトリーチによる相談も積極的に活用していく。
数値の推移：臨床心理士による相談 開催回数・延べ参加者数 R1：33回延べ45人 → R2：28回延べ43人 → R3：20回延べ26人			
令和2年度 (2020年度)	臨床心理士による相談を月3回実施している。 回数：28回 相談者：延43人	コロナ感染防止により中止や当日の予約キャンセルなどにより回数、相談者は減少したが、相談したことで「心が軽くなった」との意見が多く実施の意義は大きいと考えられる。	心の健康を保つために継続している事業であり、普段より気軽に相談できる場であることを周知したい。周知方法の見直しを検討して行く。

事業	28-3 「若年性認知症支援者講座」の開催 本人、家族を支援できる人を養成するため支援者講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することを促し支援していきます。		
担当課	福祉総務課（健康長寿課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	令和3年度オレンジパートナー養成講座は、10月2日に開催し25人養成した。 また、令和2年度に開始したよこすかオレンジLINEで、認知症オレンジパートナー向けの配信を引き続き行った。若年性認知症のつどいは5回開催した。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会場休館により1回中止。）	若年性認知症は、働き盛りの発病のため家族の介護負担や生活不安が大きいことが特徴である。本人と家族を支援する地域づくり、孤立防止のため交流の場づくりが重要であり、継続実施が必要である。オレンジパートナー養成講座を実施し、計画通りの人数を養成することができた。若年性認知症のつどいは1回中止したことにより、支援者の参加人数は計画を下回ったものの、各回に継続して参加することができた。	若年性認知症支援講座は、認知症オレンジパートナー養成講座として実施し、引き続き、認知症オレンジパートナーに「若年性認知症のつどい」への参加を促していく。

令和2年度 (2020年度)	令和元年度から若年性認知症支援者を認知症オレンジパートナーと統合し、認知症オレンジパートナーの協力も得て、実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、養成講座は中止した。また、よこすかオレンジLINEを開始し、認知症オレンジパートナー向けの配信を行っている。	若年性認知症は、働き盛りの発病のため家族の介護負担や生活不安が大きいことが特徴である。本人と家族を支援する地域づくり、孤立防止のため交流の場づくりが重要であり、継続実施が必要であるが、コロナ禍において、計画通りの実施ができなかった。	若年性認知症支援講座は、認知症オレンジパートナー養成講座として実施し、引き続き、認知症オレンジパートナーに「若年性認知症のつどい」への参加を促していく。
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(13) ひとり親家庭への支援の充実

●施策29 ひとり親家庭への自立支援の推進

事業	29-1 ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に応じます。		
担当課	こども給付課（こども青少年給付課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援員による相談件数 延2,118件 就労相談員による相談実利用者数 58人 就労決定者 30人 	ひとり親家庭等の親は、就労や経済面・生活面の課題等を抱えていることも多く、相談による伴走的な支援を必要としていることが多い。本事業の実施により、それら支援を必要とする対象者への伴走的な支援を提供できたと考えている。	支援を必要とする対象者への伴走的な支援の提供は、単発で終了するものではなく、対象者が支援を必要としなくなるまで継続的に実施する必要がある。そのため、今後も取り組みを継続していく。
数値の推移			
①自立支援員による相談件数 R1：2,008件 → R2：2,290件 → R3：2,118件			
②就労相談員による相談実利用者数 R1：78件 → R2：68件 → R3：58件			
就労決定者数 R1：60件 → R2：24件 → R3：30件			
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援員による相談件数 延2,290件 就労相談員による相談実利用者数 68人、 就労決定者 24人 	ひとり親家庭等の親は、就労や経済面・生活面の課題等を抱えていることも多く、相談による伴走的な支援を必要としていることが多い。本事業の実施により、それら支援を必要とする対象者への伴走的な支援を提供できたと考えている。	支援を必要とする対象者への伴走的な支援の提供は、単発で終了するものではなく、対象者が支援を必要としなくなるまで継続的に実施する必要がある。そのため、今後も取り組みを継続していく。

事業	29-2 ひとり親家庭の親を対象とした就労支援 就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給や就労支援セミナーを実施します。		
担当課	こども給付課（こども青少年給付課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金の支給件数 16件 高等職業訓練促進給付金の支給月数 延173月 	<p>ひとり親家庭等の親は、就労経験の少なさから採用を断られることがあり、そのことが経済的な自立を妨げる要因の一つとなっている。</p> <p>本事業は、就労を希望する対象者の国家資格取得等を支援するもので、経験を補う支援を提供できたと考えている。</p>	本事業は、国の補助事業であることから、国の動向を確認しながら、今後も取り組みを継続していく。
数値の推移			
①自立支援教育訓練給付金の支給件数 R1：24件 → R2：21件 → R3：16件			
②高等職業訓練促進給付金の延べ支給月数 R1：255月 → R2：254月 → R3：173月			
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金の支給件数 21件 高等職業訓練促進給付金の支給月数 延254月 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の親は、就労の機会等で不利な取り扱いを受けることも多く、そのことが経済的な自立を妨げる要因の一つとなっている。 本事業は、就労を希望する対象者の国家資格取得等を支援するものであり、経済的な支援を提供できたと考えている。 	本事業は、国の補助事業であることから、国の動向を確認しながら、今後も取り組みを継続していく。

●施策30 ひとり親家庭の仲間づくりの推進

事業	30-1 ひとり親家庭の仲間づくりの推進 ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくり推進します。		
担当課	こども給付課（こども青少年給付課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等交流会の開催13回 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の親は、自らが抱える課題を相談できる相手がおらず、そのことが本人の不安感の増大や事態の深刻化を招く要因の一つとなっている。 本事業は、不安感の増大の軽減や、事態が深刻化する前に相談機関へつながること、を目的としており、特にコロナ禍で不安を抱えているひとり親家庭の親等に、交流機会の提供による支援を提供できたと考えている。 	ひとり親家庭等の親となり、本事業の支援を必要とする対象者も日々新たに現れることから、今後も取り組みを継続していく。
数値の推移：ひとり親家庭等交流会の開催回数 R1：11回 → R2：10回 → R3：13回			

令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等交流会の開催10回 (全12回企画しましたが、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言中であったため、1回は日程を変更して開催、2回は中止としました。) 	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭等の親は、自らが抱える課題を相談できる相手がおらず、そのことが本人の不安感の増大や事態の深刻化を招く要因の一つとなっている。 本事業は、不安感の増大の軽減や、事態が深刻化する前に相談機関へつながること、を目的としており、特にコロナ禍で不安を抱えているひとり親家庭の親等に、交流機会の提供による支援を提供できたと考えている。 	ひとり親家庭等の親となり、本事業の支援を必要とする対象者も日々新たに現れることから、今後も取り組みを継続していく。
-------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(14) 地域防災における男女共同参画の促進

●施策31 自主防災組織への女性の参画促進

事業	31-1 自主防災組織への女性の参画促進 災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。		
担当課	地域安全課		
	実績	実績に対する評価(達成度)	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	震災時避難所運営訓練は10カ所で実施。訓練の打ち合わせ等では積極的に女性の参加を呼びかけた。また、多様な性に配慮した避難所運営についてチラシを作成した。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、避難所運営訓練の実施件数は減少し、啓発の機会は限られたが、男女共同参画及び多様な性に配慮した組織作り及びその重要性について、啓発できたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営において、多様なニーズを反映した組織作りを推進し、その重要性について地域の自主防災組織等に対し引き続き啓発を行いたい。また、多様な性に配慮した避難所運営について作成したチラシを用いて啓発を行いたい。
数値の推移：震災時避難所運営訓練回数 R1：52回 → R2：1回 → R3：10回			
令和2年度 (2020年度)	震災時避難所運営訓練は1カ所のみで実施。訓練の打ち合わせ等では積極的な女性の参加を呼びかけ、訓練では参加者に対して、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について啓発した。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、避難所運営訓練の実施件数は大幅に減少した。啓発の機会は限られていたが、可能な限り、女性のニーズを反映させるための組織作り及びその重要性について、啓発できたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な啓発の機会を逃さないよう、避難所運営において、女性ニーズが反映された組織作りを推進し、その重要性については地域自主防災組織等に対し啓発を推進する。

施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

主要施策(15) 学校教育における男女共同参画の推進

●施策32 男女共同参画に関する学習機会の提供

事業	32-1 中学生を対象とした啓発冊子の配布 中学生を対象に、男女共同参画やデートDV、インターネットの危険性、性的マイノリティに関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	前年度同様、社会科（公民）や道徳、家庭科などで活用してもらったため、市内中学校に配布した。	冊子を有効利用してもらうため、各中学校へ活用状況についてアンケートを行い、次年度から配布する冊子の内容に反映させた。	引き続き、配布していく中で、実際の指導に当たる教職員等から意見を聞き、次回の配布時の参考としたい。
令和2年度 (2020年度)	前年度同様、社会科（公民）や道徳、家庭科などで活用してもらったため、市内中学校に配布した。	冊子を有効利用してもらうため、実際の使用例やそれを受けての意見等を聞き、今後の資料作成にフォードバッグさせる必要がある。	引き続き、配布していく中で、実際の指導に当たる教職員等から意見を聞き、次回の配布時の参考としたい。

事業	32-2 広報紙（NEWWAVE）による意識啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙（NEWWAVE）を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。		
担当課	人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	公立・私立を問わず、市内の保育園、幼稚園、小・中・高校及び大学に配布し、情報提供を行った。	市内の教育機関に配布し、校内の生徒が目にする場所に掲示や配架することにより、情報提供や意識啓発を行った。	引き続き、配布するとともに、実際の活用状況を確認する。
令和2年度 (2020年度)	公立・私立を問わず、市内の保育園、幼稚園、小・中・高校及び大学に配布し、情報提供を行った。	市内の教育機関に配布し、校内の生徒が目にする場所に掲示や配架することにより、情報提供や意識啓発を行った。	引き続き、配布するとともに、実際の活用状況を確認する。

●施策 33 教職員に対する意識啓発

事業	<p>33-1 教職員に対する意識啓発 男女共同参画を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。</p>		
担当課	<p>教育研究所（令和2年度まで教育指導課所管）</p>		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<p>学校長会議、人権教育担当者研修、人権教育指導者養成研修、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、学校からの要請研修などにおいて、男女共同参画を含め、人権の尊重及び人権教育に関する啓発を行った。</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で、オンラインを中心とした研修が多くなった。担当者研修などを中心に、参加体験型学習を取り入れるなどし、啓発を行った。学校からの研修要請においては、学校に訪問し職員の人権尊重に対する意識の向上を図ることができた。</p>	<p>未来を担う子供たちに、男女共同参画を含めた人権の理念を伝えていくことは大変重要で、学校教育の様々な場面で、人権教育の実践指導を積極的に進める必要がある。そのため、感染症対策を十分に講じながら参加体験型の研修を取り入れ、各研修や学校訪問における指導助言などにおいて、教職員の人権問題に関する正しい認識と理解、それに基づく行動化を図るよう、引き続き啓発する。</p>
令和2年度 (2020年度)	<p>学校長会議、学校訪問、人権教育担当者研修、人権教育指導者養成研修、初任者研修、学校からの要請研修、県教育委員会委託人権教育研究校での研究推進などにおいて、男女共同参画を含め、人権の尊重及び人権教育に関する啓発を行った。</p>	<p>担当者研修などを中心に、参加体験型学習を取り入れるなどし、啓発を行った。また、学校からの研修要請や研究推進校などにおいて、職員の人権尊重に対する意識の向上を図ることができた。</p>	<p>・未来を担う子供たちに、男女共同参画を含めた人権の理念を伝えていくことは大変重要で、学校教育の様々な場面で、人権教育の実践指導を積極的に進める必要がある。 ・すべての人権を尊重する意識や行動力を高めるため、今後も各研修や学校訪問における指導助言などにおいて、教職員の人権問題に関する正しい認識と理解、とそれに基づく行動化を図るよう、引き続き啓発する。</p>

重点目標Ⅲ 暴力のない社会づくり

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

主要施策(16) DV等根絶のための予防啓発

●施策34 DV防止に関する意識啓発

事業	34-1 DV防止に関する意識啓発 広報紙を活用した継続的な情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配布により、暴力は人権侵害であるという意識を啓発します。		
担当課	こども家庭支援課、人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口にDV防止啓発に関連するリーフレットの配架、必要に応じて相談者・関係機関に配布を行った。 ・11月の女性への暴力をなくす運動に合わせ、シンボルであるパープルリボンを名札につけてもらうよう市役所職員に配布し普及啓発を行った。 ティボディエ邸と平和中央公園の平和モニュメントにシンボルカラーのライトアップを実施。 Coaska Baysides Stores 5階展示コーナー及び会計課前掲示板でのパネル展示を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎窓口や公共施設にDV防止啓発に関するリーフレットの配架や配布を行うことで、継続的な意識啓発を行うことができたと考える。市職員が女性への暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンを着用することで、積極的な普及啓発に繋がったと考えている。 ・公園や商業施設でのイベントはより多くの市民の目にとまり、啓発につなげることができたと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、DV防止啓発のリーフレット等の配架や相談者への配布を行い、必要な情報を分かりやすく提供できるよう整理していきたい。 ・広報誌の活用やライトアップイベントなど、より多くの市民に届く啓発活動を実施したい。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・広報よこすかに関連記事を掲載し、DV防止に関する意識啓発を行った。 【7月号】AV出演強要・JKビジネスに関する相談窓口の案内、DV被害相談窓口の紹介を掲載。 【11月号】内閣府が取り組んでいる「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて運動の案内を掲載。 ・窓口にDV防止啓発に関連するリーフレットの配架、必要に応じて相談者・関係機関に配布を行った。 11月の女性への暴力をなくす運動に合わせ、運動のシンボルであるパープルリボンを名札につけてもらうよう、市役所内の職員に配布し、普及啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への関連記事の掲載や窓口にDV防止啓発に関連するリーフレットの配架や配布を行うことで継続的に意識啓発を行うことができたと考えている。 ・市役所職員が女性への暴力をなくす運動のシンボルであるパープルリボンを着用することで、積極的な普及啓発に繋がったと考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、広報誌を活用した情報提供やDV防止啓発リーフレット等の配下及び相談者等への配布を行い、必要な情報をわかりやすく提供できるよう整理していく。

事業	34-2 デートDV防止に関する意識啓発 学校を対象にしたデートDV講演会の開催や啓発パンフレット等の配布により、若年層を含めた市民に広く暴力を容認しない意識の醸成を図ります。		
担当課	こども家庭支援課、人権・ダイバーシティ推進課（人権・男女共同参画課）		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」は新型コロナウイルス感染症の影響で実施なしであった。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で、積極的な周知をすることができなかった。 講演開催の申込はあったが、学校側よりコロナの影響で延期となった他の講演を優先したいと申し出があり中止となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」については、市内の中学校・高校・専門学校等を対象に開催が可能であるが、年々講演を希望する学校が減少しているため、周知方法を見直す。 市民対象の講演会を検討したい。 オンラインでの開催など、柔軟に開催できることを周知していく。 講演会のみでなく各学校へリボンやリーフレットを配布するなど他の周知方法を検討する。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」を市内私立高校1校、89名に対して実施（講師は支援団体に委託）。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響で、講演会の実施について積極的に周知をすることができなかった。 オンラインでの講演会実施を検討していたが、機材の不足等で実現ができず、結果的に共催という形で私立高校にて講演会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「デートDV防止啓発講演会」については、毎年市内の中学、高校、専門学校等を対象に開催が可能であるが、年々、講演を希望する学校が減少しているため、周知方法の見直しを行っていく。 市内の中学生・高校生等の若年層の児童や学生を対象とした「デートDV防止啓発講演会」を市主催で開催し、デートDVについての理解を深めてもらう。 オンラインでの講演会開催など、柔軟に開催ができることを周知していく。

●施策 35 DV相談窓口の周知

事業	<p>35-1 DV相談窓口の周知 被害者が早期に適切な相談や支援が受けられるよう、DV相談窓口案内カードやリーフレット、広報紙などにより相談窓口の周知を図ります。</p>		
担当課	<p>こども家庭支援課、人権・男女共同参画課</p>		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の周知を図るため、DV相談窓口案内カード、パンフレットを市役所本庁舎、はぐくみかん、ウェルシティ、その他医療機関等の外部機関、計64か所に配架した。 ・市の相談窓口紹介冊子『よこすか心のホットライン』、母子手帳の交付時に配布している『子育てガイド』、県の冊子『パートナーからの暴力に悩んでいますか』、外国人のための生活ガイドブック『Living in Yokosuka』にDV相談や女性相談窓口の連絡先等掲載している ・市ホームページに女性の被害相談の窓口だけでなく、男性被害・加害相談窓口や週末対応専門のホットライン、多言語相談窓口等の連絡先も記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カードやパンフレットの配架、他機関が発行する冊子に掲載し、DV相談窓口を周知することができたと考えている。 ・様々な場所、媒体での周知を行ったことで、DV被害者やDV被害のある可能性がある人に必要な情報を届けることができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カードとDV啓発パンフレットの配架先および周知方法について検討が必要。 ・DV相談が必要な人が必要な情報を色々な形で入手することができるよう、様々な媒体を使ってDV相談の窓口の周知を継続的に行っていく必要がある。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の周知を図るため、DV相談窓口案内カード、DV啓発パンフレットを市役所本庁舎、はぐくみかん、ウェルシティ、その他医療機関等の外部機関、計64か所に配架した。 ・市の相談窓口紹介冊子『よこすか心のホットライン』、母子手帳の交付時に配布している『子育てガイド』、県のDV紹介冊子『夫やパートナーからの暴力に悩んでいますか』、外国人のための生活ガイドブック『Living in Yokosuka』にDV相談や女性相談窓口の連絡先等掲載している ・市ホームページに女性の被害相談の窓口だけでなく、男性被害・加害相談窓口や週末対応専門のホットライン、多言語相談窓口等の連絡先も記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内カードやパンフレットの配架、各機関から発行される冊子への掲載などで、DV相談窓口を周知することができたと考えている。 ・様々な場所、媒体での周知を行ったことで、DV被害者やDV被害のある可能性のある者に対して必要としている情報を届けることができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口案内カードとDV啓発パンフレットの配架先および周知方法について検討していくが必要。 ・DV相談が必要な人が情報を色々な形で入手することができるよう、様々な媒体を使ってDV相談の窓口の周知を継続的に行っていく必要がある。

●施策 36 セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進

事業	36-1 性別等による人権侵害の申出制度 男女共同参画及び多様な性の尊重に関する専門委員が「性別等による人権侵害の申出制度」に基づき相談を受け、解決に向けた支援を行います。 ※現在の制度名で表記し直しております。		
担当課	人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	申出件数 2件 (相談・調査に至らず)	・本制度創設に比べ、他機関等による相談窓口の開設（法テラスなど）が進み、利用者の選択肢が進んできたことが件数のない要因の一つと考えられる。	・申出制度の周知に努め、相談主訴に応じた適切な相談窓口を紹介する。
数値の推移：性別等による人権侵害の申出制度 申出件数 R1：0件 → R2：0件 → R3：2件			
令和2年度 (2020年度)	申出件数 0件	・本制度創設に比べ、他機関等による相談窓口の開設（法テラスなど）が進み、利用者の選択肢が進んできたことが件数のない要因の一つと考えられる。	・申出制度の周知に努め、相談主訴に応じた適切な相談窓口を紹介する。

事業	36-2 働く人の相談窓口 産業振興財団における「働く人の相談窓口」で相談を受け、解決に向けた支援を行います。		
担当課	経済企画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施し、ハラスメントに関する相談を受けた。 相談者 9人 延べ13回	・専門知識を有するカウンセラーへの相談の機会を提供することで、働きやすい職場環境への改善に貢献できたと考えている。	・引き続き相談事業を実施し、今後も制度の周知を図り、相談しやすい環境を整えていく。
数値の推移：産業カウンセラーによるハラスメントに関する相談者数・延べ回数 R1：4人・延べ5回 → R2：2人・延べ5回 → R3：9人・延べ13回			
令和2年度 (2020年度)	・産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を実施し、ハラスメントに関する相談を受けた。 相談者 2人 延べ5回	・専門知識を有するカウンセラーへの相談の機会を提供することで、働きやすい職場環境への改善に貢献できたと考えている。	・引き続き相談事業を実施し、今後も制度の周知を図り、相談しやすい環境を整えていく。

事業	36-3 市職員・教職員を対象とした意識啓発 会社・学校・地域など、さまざまな状況で起こり得るハラスメントについて正しく理解し、被害者にも加害者にもならないよう啓発します。		
担当課	人事課、教職員課、人権・男女共同参画課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントや出産・育児等に関するハラスメントについての庁内における相談窓口の体制を整備し、職員に周知した。 ・専門知識を有する識者を外部相談員として配置した。 ・新任係長研修等の機会を通じて、職員に向けてハラスメントについての意識啓発を行った。 ・学校に所属する市職員に対しては、本市の「セクシュアル・ハラスメントをなくすための職員が認識すべき事項についての指針」に則り、相談窓口を設置している。 <p>また、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」をもとに、「ハラスメントのない職場づくりのために」「不祥事防止職員啓発・点検資料（STOP！ザ・セクシュアル・ハラスメント）」等、各校に通知・送付し、学校長会議や各種研修の場で啓発を繰り返し行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力が十分に発揮できるよう、ハラスメント防止に向けた取り組みを継続することが、働きやすい職場環境づくりの推進に資するものであると考える。 ・各学校長を中心とし、各所属において教職員の意識向上の機会を図る機会ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内担当課及び外部委員によるハラスメントの相談体制を維持し、相談に対し適切に対応する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて職員への意識啓発を行う。 ・引き続き、様々な会議や研修会の場で資料の提示等を行い、繰り返し周知・啓発を行っていく。
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメントや出産・育児等に関するハラスメントについての庁内における相談窓口の体制を整備し、職員に周知した。 ・専門知識を有する識者を外部相談員として配置した。 ・新任係長研修等の機会を通じて、職員に向けてハラスメントについての意識啓発を行った。 ・パワー・ハラスメントについての指針の制定やセクシュアル・ハラスメントについての指針及び出産・育児等に関するハラスメントについての指針の一部改正を行い、職員に周知した。 <p>学校に所属する市職員に対しては、本市の「セクシュアル・</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力が十分に発揮できるよう、ハラスメント防止に向けた取り組みを継続することが、働きやすい職場環境づくりの推進に資するものであると考える。 各 schools 長を中心とし、各所属において教職員の意識向上の機会を図る機会ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内担当課及び外部委員によるハラスメントの相談体制を維持し、相談に対し適切に対応する。 ・引き続き、研修等の機会を通じて職員への意識啓発を行う。 引き続き、様々な会議や研修会の場で資料の提示等を行い、繰り返し周知・啓発を行っていく。

	<p>ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」に則り、相談窓口を設置している。</p> <p>また、「神奈川県教育委員会の職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針」をもとに、「ハラスメントのない職場づくりのために」「不祥事防止職員啓発・点検資料（STOP！ザ・セクシュアル・ハラスメント）」等、各校に通知・送付し、学校長会議や各種研修の場で啓発を繰り返し行っている。</p>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

施策方針7 DV等を根絶する環境づくり

主要施策(17) DV等被害者への支援

●施策37 相談体制の充実

事業	<p>37-1 安全・安心な相談窓口の確保</p> <p>被害者が安心して相談できるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談環境の確保に努めます。</p>		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談は、相談内容が秘匿性の高いものであり、また、安全・安心の確保が最優先であることから相談者が来庁した際は窓口での対応ではなく、個室での相談を受けることができるように体制づくりを行った。 ・必要な支援が迅速・確実にできるよう、本人の意思を尊重しながら関係機関と連携して支援を行った。 ・各種手続き時に各窓口で経過など詳細な事情を再び聞かれ、被害者に負担をかけないよう必要書類提出時の対応について関係機関と支援方法を検討、共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全と秘密の保持に配慮するため、関係機関との連携を随時行う相談体制を構築し、被害者が安心して相談できる環境を整えることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で給付金申請など通常とは異なる対応もあったが、被害者に負担をかけないよう、関係機関と連携し、支援方法を検討し共有することができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の相談窓口体制を維持する。 ・緊急時や様々な相談に対して、臨機応変に対応するため、警察や庁内関係機関と迅速に連携がとれるように日頃からネットワークの構築に努めていく。

<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談は、相談内容が秘匿性の高いものであり、また、安全・安心の確保が最優先であることから相談者が来庁した際は常時、窓口での対応ではなく、個室での相談を受けることができるように体制づくりを行った。 ・必要に応じた支援が迅速・確実にできるように本人の意思を尊重しながら関係窓口と連携して支援を行った。 ・各種手続き時に各窓口で経過など詳細な事情を再び聞かれ、被害者に負担をかけないよう必要書類提出時の対応について関係機関と支援方法を検討、共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の安全と秘密の保持に配慮するため、関係機関との連携を随時行う相談体制の構築ができた。そのため、被害者が安心して相談できる環境を整えることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で給付金申請など通常とは異なる対応もあったが、被害者に負担をかけないよう、関係機関と連携し、支援方法を検討し、共有することができたと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の相談窓口体制の維持に努めていくとともに、緊急時や様々な相談に対し、臨機応変に対応できるよう、警察等や庁内関係機関と迅速に連携がとれるように日頃からネットワークの構築に努めていく。
---------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------


<p>事業</p>	<p>37-2 相談員の研修等の充実 研修会や会議に参加することで、相談員の知識や技術力の向上を図り、相談事業の質を高めます。</p>		
<p>担当課</p>	<p>こども家庭支援課</p>		
	<p>実績</p>	<p>実績に対する評価（達成度）</p>	<p>今後の対応</p>
<p>令和3年度 (2021年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員の相談の質と精神的負担の軽減を図るため、スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。 ・専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県、関係機関との連携をスムーズに図るため、各種研修会や会議に参加した（オンライン含む）。 	<p>関連する研修会や会議への参加やスーパーバイザーによるケース検討会の実施は相談員の知識や技術の向上につながり、DV相談の質の向上ができたと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が研修会や会議等に参加する機会を確保し、引き続き相談員の知識や技術の向上と、DV相談の質の向上を図る。 ・今後も相談者個々のニーズの汲み取りやアセスメントに力を入れ、適切な支援を行っていく。
<p>令和2年度 (2020年度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員の相談の質と精神的負担の軽減を図るため、スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で11回実施） ・専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県との連携をスムーズに図っていくため、各種研修会や会議に参加した（オンライン含む）。 	<p>関連する研修会や会議への参加やスーパーバイザーによるケース検討会の実施により、DV相談対応の質の向上ができたと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員が研修会や会議等に参加できる機会の確保に努め、引き続き相談員の知識や技術の向上を図り、DV相談の質の向上を図る。 ・今後も相談者個々のニーズを汲み取りやアセスメントに力を入れ、適切な支援を行っていく。

●施策 38 被害者の安全確保と自立に向けた支援

事業	<p>38-1 被害者の安全確保と自立に向けた支援 被害者の精神的負担を軽減し、具体的な解決につなげるための自立に向けた支援を行います。</p>		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<p>DV 被害者は複雑な課題を複数抱えていることが多い。各課題に応じて、必要な支援と情報提供を行った。具体的には、DV被害女性が加害者から逃れるための緊急避難先の確保、離婚調停に関わる弁護士相談への同行、アパート設定に必要な手続き支援、母子生活支援施設への入所支援等が挙げられる。また、DV被害相談時に同伴児支援が必要な事例があるため、当課の要保護児童対策地域協議会事務局と連携をとりながら支援を行った。</p>	<p>各関係機関と連携をとり、被害者が個々に抱える課題に応じて、具体的な解決や自立に向けた支援を行うことができたと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者等の一時保護施設への緊急的な入所、自立のための支援を進めるには各関係機関の連携が欠かせず、支援を継続していくためには事例の共有や情報交換、支援方法の検討など実効性のある話し合いを行っていくことが重要である。支援するメンバーも変わることから継続的に連携していく。 ・児童虐待とDVの関連性を踏まえ、児童に関連する諸機関との連携を強化する。
令和2年度 (2020年度)	<p>DV 被害者は複雑で複数の課題を抱えている事が多く、課題に応じて、必要な支援・情報提供を行った。具体的には、DV被害女性が加害者から逃れるための緊急避難先の確保、離婚調停にかかわる弁護士相談への同行、アパート設定に必要な手続き支援、母子生活支援施設への入所支援等が挙げられる。また、DV被害相談時に同伴児支援が必要な事例があるため、当課の要保護児童対策地域協議会事務局と連携をとりながら支援を行った。</p>	<p>各関係機関と連携をとり、被害者が個々に抱える課題に応じて、具体的な解決や自立に向けた支援を行うことができたと考えている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者等の一時保護施設への緊急的な入所、自立のための支援を進めていく際には各関係機関の連携が欠かせず、支援を継続していくためには事例の共有や情報交換、支援方法の検討など実効性のある話し合いを行っていくことが重要である。支援するメンバーも変わることから継続的に連携実施していく。 ・児童虐待とDVの関連性を踏まえ、児童に関連する諸機関との連携を強化する。

●施策 39 関係機関との連携強化

事業	<p>39-1 関係機関との連携強化</p> <p>DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより支援の充実を図ります。</p>		
担当課	こども家庭支援課		
	実績	実績に対する評価（達成度）	今後の対応
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県とのスムーズな連携を図るため、各種研修会や会議に参加した。 ・DV防止を目的として庁内の関係各課だけでなく警察署や医師会、学校ほか複数の機関とDV防止ネットワーク連絡会を開催した。 ・スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。 ・各種女性相談員の研修に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で中止や書面開催となった会議等もあったが、できる範囲内で、DV等と関わりのある庁内関係課との連携を図ることができた。 ・県等のネットワークを通じて情報交換や各種研修会での事例検討を通して支援の充実を図ることができたと考えている。 	<p>引き続き、DV等と関わりのある庁内関係部署との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより連携強化を図り、緊急時にも迅速に対応できるように支援の充実を図っていく。</p>
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高いDV相談の質の維持・向上や県との連携をスムーズに図っていくため、各種研修会や会議に参加した。 ・DV防止を目的として庁内の関係各課だけでなく警察署や医師会、学校ほか複数の機関とDV防止ネットワーク連絡会を開催。（新型コロナウイルス感染症のため書面にて開催） ・スーパーバイザーによるケース検討会を月1回開催し相談対応の質の向上に努めた。 	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった会議等もあったが、できる範囲内で、DV等と関わりのある庁内関係課との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換等を行い、また、各種研修会に参加をすることにより支援の充実を図ることができたと考えている。</p>	<p>引き続き、DV等と関わりのある庁内関係部署との連携や、県等のネットワークを通じて情報交換や事例検討をすることにより連携の強化を図り、緊急時にも迅速な支援を行えるように支援の充実を図っていく。</p>



第5次横須賀市男女共同参画プラン
令和3（2021）年度 取組実績報告書
横須賀市 市長室 人権・ダイバーシティ推進課
令和4年10月作成

